

第84回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成30年9月3日（月曜日）

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
			12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (1名)	11番	岡 本 安 夫		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕	代表監査委員	樫本忠美
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 3 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5. 報告第 4 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第 6. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度佐用町一般会計補正予算（第 2 号・H30.8.20 専決第 16 号））
- 日程第 7. 議案第 63 号 財産の取得について（一般事務用パソコン）
- 日程第 8. 議案第 64 号 工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業放送系機器更新工事）
- 日程第 9. 議案第 65 号 工事請負契約の締結について（佐用町奥海浄水場前処理施設整備工事）
- 日程第 10. 議案第 66 号 町道路線の認定について
- 日程第 11. 議案第 67 号 町道路線の変更について
- 日程第 12. 議案第 68 号 ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の全部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 69 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 70 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 71 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 16. 議案第 72 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 17. 議案第 73 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 18. 議案第 74 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 19. 議案第 75 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 20. 議案第 76 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 21. 議案第 77 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 22. 議案第 78 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 23. 議案第 79 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 24. 議案第 80 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 25. 議案第 81 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 26. 議案第 82 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 27. 認定第 1 号 平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28. 認定第 2 号 平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 3 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 4 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

- いて
- 日程第 31. 認定第 5 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32. 認定第 6 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 7 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 8 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 9 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 10 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 11 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38. 認定第 12 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39. 認定第 13 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40. 認定第 14 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41. 認定第 15 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 42. 認定第 16 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 43. 決算監査報告について
- 日程第 44. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 45. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 46. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 47. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第 84 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまです。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

9 月に入り、急に秋風が吹き始め、朝夕めっきり涼しくなっております。個人的ではありませんけれども、夜などは窓を閉めて、私などは寝ておるような状態であります。体調を維持管理しながら気をつけていただきたいと思います。

そして、台風 21 号が急接近しております。情報によりますと、かなり大型な台風ということで、皆さん、気をつけていただきたいと思いますということもあるんですけども、急きよ、議会として当局のほうも対応しなければいけないということがありますので、その旨、お含みおき願いたいと思います。

さて、今期定例会には、報告 2 件、承認 1 件、平成 30 年度一般会計補正予算案などの議案 20 件、平成 29 年度各会計決算の認定 16 件、諮問 1 件の計 40 件が付議されております。

議員各位には、慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とします。

なお、本日、岡本安夫議員から親戚の告別式出席のため欠席届が出されており、受理し

ておりますので、報告しておきます。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 失礼します。それでは、改めまして、おはようございます。早朝から、それぞれ御苦労さまです。

今日、開会いただきました9月定例会、25日までの会期ということで、9月定例会におきましては、前年度、平成29年度の各会計の決算、この7月の大雨による災害が発生をしております。そうしたものも含めた9月の補正予算、そして人事案件や、また、工事の請負契約と、たくさんの案件を上程をさせていただくこととなっております。まずは、それぞれ十分にご審議いただいて、適切な結論をいただきますように、よろしく願い申し上げたいと思います。

先ほど、議長からの御挨拶もありましたように、9月に入って、途端に、また、台風21号が、明日は必ずやってくると。それも、前回の20号とほとんど同じようなコースで、今、予想がされております。

20号におきましては、ちょうど進路が姫路あたりに上陸したということで、目の中に入って、佐用町のほうも、ほとんど大きな風も吹かず、雨も逆に非常に少なかったということで終わりましたけれども、今度の21号につきましては、かなり勢力が20号と比べて強いということでもあります。

今のところの風の予報、また、雨の予報も、かなりの強い影響が出るのではないかと、心配するような予報が出ております。

ただ、接近してくると急激に速度を増して、全速力で走るぐらいな…車の速度のような50キロ、60キロというような速度で通過をするようなので、そのあたりがどうなるのか。なかなか予測もできないところですが、今、議長から御挨拶いただきましたように、明日の午後から非常に影響が一番出てくる可能性が高いということで、明日、明後日、決算の特別委員会を開催予定いただいておりますけれども、その対応につきまして、状況を見て、そうした災害が発生するようなおそれがあり、対策本部を設置しなければならないような状態になりますと、また、議会としても、それぞれまた、協力をいただきますように、よろしく願い申し上げたいと思います。

また、この25日までの会期の間におきましては、9月というのは、いろんな行事が予定をされております。特に、今年は、敬老会の行事を町主催で行わせていただきますので、15日、16日、2日間にわたって文化情報センターで催しをさせていただきますので、そうした催しにも、またご出席を賜りますように、よろしく願いしたいと思います。

また、小中学校の運動会も16日が中学校の運動会、ちょうど敬老会と重なります。また、23日が各小学校の体育祭、運動会が予定をされております。

まだまだ、台風が通過すれば、少し気温のほうも平年並みに戻ってくるのかなというふうに思いますけれども、非常に暑い8月で、皆さんも暑さの疲れが、ちょうどお互いにたまってくるころだと思えますし、まだ、残暑も、それぞれ厳しい残暑になるということになれば、十分、健康にご留意いただいて、それぞれまた、この9月議会、乗り切ってくださいように、よろしく願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第84回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、代表監査委員であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。7番、竹内日出夫君。8番、石堂 基君。
以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3に入ります。
行政報告であります。報告事項がない旨、連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。
なお、ここで、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第4．報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第4、報告第3号であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。
町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成29年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げたいと思います。

標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となるものでございます。平成29年度の数值は84億5,764万6,000円、うち、臨時財政対策債発行可能額が3億6,593万5,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標を報告をいたします。

初めに、実質赤字比率についてでございますが、普通会計の実質収支は6,783万7,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、普通会計をはじめ、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、6.6パーセントでございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すものであり、平成27年度から平成29年度、各単年度数值の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成27年度が8.1パーセント、平成28年度が6.7パーセント、平成29年度が5.1パーセントとなっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたものであり、前年度より数值が改善し、将来負担比率はマイナス44.2パーセントとなり、比率は算定されません。

以上のとおり、4指標全てが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しておりますのでございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第5．報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第5、報告第4号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。

教育長、平田秀三君。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

報告第4号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、ご説

明いたします。

本年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、第2期佐用町教育振興基本計画の計画年度、平成27年度から平成31年度の3年度目の点検・評価となります。

その計画に基づき、6つの重点目標に関わる重点施策25施策と具体的施策68事業の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしました。

点検及び評価に当たっては、ページ、2ページに記載しております3人の外部有識者評価員に各具体施策の「取組」及び「成果と課題」の内部評価等を提示し、それぞれの施策の柱に対する、「ご意見」と「達成段階」の評価をいただきました。それらをまとめたものが「平成30年度教育委員会評価報告書」でございます。

外部有識者評価員による評価により、客観性を担保するとともに、教育委員会として説明責任を果たすため、本町議会に報告し、ホームページ等によって、広く住民の皆様に公表するものでございます。以上、よろしくお願いたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、教育長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9番（岡本義次君） 9ページ、下の(2)のところです、特色のある教育活動、その分について、成果と課題とか、評価委員の意見というのが載ってございますけれど、その中で、上の中学校区における小中連携事業がBからAに上がってございますけれど、それについては、どういう点がよくなったのか、もう少し、詳しく教えてください。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 小中連携についてご説明いたします。

この件につきましては、小中一貫校等各取り組みをされておりますけれども、佐用町における小中連携を、さらに発展させるということで、現在、取り組みを進めております。

特に、今年度というのは、前年度ですけど、平成29年度の取り組みの中で、一番大きな取り組みの変化は、小学校及び中学校、特に中学校の教師による小学校への出前授業、こういったものを最近は取り組んでおります。そういったものの回数が若干増えておることから、かなりの確率で昨年度よりは進歩したなということ、各学校からの評価でいただいております。

その結果、昨年度よりは、かなり伸びたのでB評定からA評定にさせていただいております。

以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 11 ページ、学校・園と家庭との連携ということで、真ん中の分で、P T A 学習が A から B に変わっておりますけれど、これは、どういうことで下がったのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） この点につきましても、昨年も申し上げたんですけども A から B というのは、それぞれ前年度に比べてどうだったかということの評価でございますので、A から B に下がったからマイナスで、なまけておったのかという意味ではございません。そのあたりを、前もってお知らせだけしておきます。

特に、この「家族の絆」の内容検討と編集の方法ということで、一昨年、これについて、かなり取り組みました。その結果、一定の評価ができたんじゃないかということで、前年度については、それを踏襲したということから大きなプラス面が見当たらなかったということで、評価としては A から B というように、各学校からの評価が出てきたと、このように捉えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 13 ページ、真ん中の②のところですね。指導力の向上ということで、兵庫県立教育研修所と、その下の分が、どちらも C、C になっていますね。これらについては、どうしていつも、去年も今年も C、C なんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） この件についても、昨年申し上げたとおりなんですけれども、この分については、評価委員の先生方からもご指摘をいただいております。また、教育委員の先生方からもご指摘をいただいておりますけれども、今、一昨年から教育研究所を充実…、佐用町の教育研究所を充実させまして、町の研修所のほうで、かなり研修の機会を持っております。その影響もありまして、特に県立の教育研究所での研修等々が非常に出席率が悪くなっておるとい状況です。

ですから、その上のところで、町の教育研究所での研修というのが B から A で、かなり伸びております。この夏もかなりやったんですけども、そういったことから、どうしても両方ということには、なかなか至らないということで、若干伸びていないんだということで、評価のほうを C というようにさせていただいております。

なお、その下の D から C なんですけれども、昨年度が D で、一昨年度、そして今年度につきまして、教育事務所教科指導員等の活用、これについては少し、教育委員会の事務局の教科指導員のほうを、こちらのほうに要請をして、そして研修を積んだということから、少し上がったかな。ただ、これは、あくまでも 1 校、2 校という程度ですので、そういっ

た意味で、若干の変化はありますが、なかなか両方両立させるというのは、非常に難しいなという反省を持っております。以上です。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 5ページです。4番の教育施策の推進にかかる会議や行事への参加で、(2)他市町教育委員会との交流、こういう他市町との交流をすることは、情報交換とか、そういうのをしながら、教育行政を向上させるために重要なことです。

昨年度は、これ項目はこんなに上がっていませんでした。昨年度は、そういう形で、何かの事情で出席できなかったのか。同じような行事があつて、平成29年度は出席できたのか。そのへんの、ちょっと増えた状況を教えていただければと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 申し訳ございません。

昨年度の平成29年度分、ということは、平成28年度の方なんですけれども、大きな、主なものだけを、ここへ載せておまして、今回の平成30年度分、平成29年度分につきましては、全てを取り上げたというように理解していただけたらと思います。

例年、各市町教育委員会との交流の中では、例年これぐらいの交流会は持っております。したがって、それを、ちょっと割愛して、これまで報告しておったというように捉えております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

はい、ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 15ページ、読書活動の推進ということで、その一番下、CからAに上がって、いい結果なんですけれど、どう言うんですか、学校単位でも、図書館へ行ったら、どれだけ読んでおるかなと思って、図書カードを、いつも見せてもらったりはしておりますけれど、こういうような成果が、ずっとよくなってきておるんですか。どこの学校も、こういうCからAということで、学校単位で平均、生徒が何冊ぐらい読んでおるとかというようなことは、つかんでいらっしゃいますかね。これらも踏まえて。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） このCからAというところを見ていただいたらわかりますように、佐用町教育事業の中で図書館教育研究という項目なんです。

佐用町の教育事業、図書館教育研究というのは、非常にここの部分、来年度から、ちょっと考えなければいけないなということを思っておるんですけども、そういう項目が幾つかあります。佐用町教育事業。

この事業につきましては、1校のみが、町内、小中合わせて10校のうちが1校のみが取り組んでいる事業なんです。そこに町から補助金を与えて、2万円程度なんですけれども、補助金を与えて、そこで、その事業に取り組んでみようということでやっている項目であります。

したがって、今年度というか、平成29年度につきましてCからAというように表記しておりますけれども、あくまでも、これは、平成29年度に取り組んだ学校が、前年度に比べて少し頑張ったと。各学校の中において、その予算を使わせていただいて、図書館教育の充実ということで、町からの講師を呼んだりとか、本を子供たちに広めたと、そういった活動で力を入れましたよということで報告をいただいております。1つの小学校なんですけれども。

そういったことから、今年についてA評定をさせていただきますということで、報告をいただいております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） その下、道徳教育の研究推進の中で、下から3つ目がC、Cと、地域教材の掘り起しが、これどっちも、去年も今年もC、Cになっていますが、これはどうしてですか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） 教育成果と課題のところにも書かせていただいておりますけれども、今年度からご存じのように、新しく道徳が教科化されました。これは、前年度の分です。まだ、教科化される前なんですけれども、ここの部分、地域教材の掘り起しというのは、地域の教材を新たに道徳科として掘り起こして、教材化していこうという取り組みで書かれているものなんです。

ですから、現在、正直申しまして、今の状況の中では、そこまで手が回らない。地域のところの部分の教科化として、道徳の教材として取り扱うまでは至っていない。ただ、地域の教材は、いろいろ地域探訪であったり、そういったことは十分しておるんですけども、あくまでも教科としての道徳の中にまでは、なかなか取り組めていないということで、C評定にさせていただきます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 21 ページ、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進ということの一番下、どちらもこれ、地域スポーツ事業がC、C。それから、その下のリーダーの育成ですか、これも上側、指導者の育成講座というのが、どちらもC、Cでございますけれど、これについては、どんなんでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、生涯学習課長、安東君。

生涯学習課長（安東文裕君） 失礼いたします。

地域スポーツクラブ事業について、C評価というのは、本来、現在、スポーツ 21 よかあるわけでございますけれども、本来の何と言いますか、活発な活動というのが、地域のほうにおいて、今現在、スポーツ推進等の町としての体育事業のほうは行われておるわけですが、現在、だんだんスポーツ推進の活動のほうは、尻すぼみ状態的な形になっている。

ただ、それを、今、何とか地域において頑張っていたできるように推進しているような状況でございますので、レベルとしてはCという評価をさせていただいております。

それから、指導者の養成講座なんですけれども、今現在、生涯学習課のほうで、講座等、各種行っておるわけでございますけれども、実際に、セミナーとか、なかなか講座のほうは開設いたしましても、参加者のほうが十分な、まだ、受けれていたかないというのか、参加者のほうが少ない状況で、これから、また、地域づくり協議会等などと協議しながら、連携とりながら、少しでも、そういう講座にも積極的に参加していただいて、また、地域のほうで、地域なりの指導者のほうも養成講座等もやっていきたいというふうに考えておるんですけど、今現在としては、前年と比べて大きく、平成 29 年度が評価が上がったという評価ができなかったもので、Cという評価をさせていただいております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

はい、ほか質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6 番、廣利君。

6 番（廣利一志君） 10 ページです。教育長のほうからも話がありましたけれども、保育所、幼稚園、小学校、あるいは中学校の連携ですけれども、小中一貫校というところについて、議事録なんかを、ちょっと見ますと、議論をされているようですので、どういう状況に、今、あるのかというところを、ちょっとよろしくお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 議事録と言われたので、少し議会の中で話したかなと思ったんですけど、そうではないということですので、議会の中では、その話を出した覚えがないと思ったので、ちょっと相談をしていました。

議事録と、今、言われたのは、おそらく定例の教育委員会等々ではないかなと思うんですけども、今後、各西播磨管内、いろんなところで小中一貫校等について、取り組みを進めておられます。ご存じのように、姫路なんかも、今、進めておられるというような状況でございますので、一度、うちとしても研修を組む必要があるのではないかと。考えてみようではないかと。いうのは、どういう仕組みなんだと。勉強会といったほうが正しいのかなと思うんですけども、そういったもので情報交換をしたりとか、先進校の研修、視察をしたりとか、そういうようなことは、やった記憶というよりも、やったことの経緯を説明させていただいたというような状況でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） じゃあ、研究ということで、引き続き、それは、今年度以降も、そういう形で研究が続けられると。あるいは、もう1つは、規模の適正化というところがありますので、それとの関連ではいかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 規模の適正化という部分は、今の段階で、私のほうは考えていないんですけども、小中一貫という、人数が数なくなっているの、いろんな面でメリット、デメリットがあるんですが、小中一貫のメリット、デメリットも含めまして、現場の声を聞いていくのも、これから、いろんな質疑等があった場合には、必要ではないかということで、最初に申しましたように、あくまでも今は、我々が勉強させていただいているという状況でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほか、質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 続きですね。廣利議員。

6番（廣利一志君） 13 ページです。ICTの活用ということで、これも教育委員会の定例の議事録を見ますと、昨年8月に教職員向けのアンケートを実施ということで、整備されたのが8月で10月にアンケートを実施ということで、その中を見ますと、このICTの対応というか、いうことで、一部、教職員の皆さん苦手であるという形の結果も出ているということなんですけども、まず、その後の対応、研修の状況、ここに書いてあるんですけども、そういうアンケートを受けた研修。それから、その後の、これが1回目のアンケートですけども、その後のアンケートについては、実施されたのかどうか。

もし、実施されているようだったら、その結果を教えてくださいと思います。

[教育課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） まず、ICTに関する教職員アンケートについてお答えしたいんですが、第2回目を平成29年度の末、2月に実施をいたしております。

先ほど、廣利議員おっしゃったアンケートと第2回目のアンケートをやった結果で、総括的にどういうふうになっているかということ、まず、お答えしたいんですが、研修を、当然、やってまいりました。その中で、何点か教職員のアンケートの中で見えてきますのが、まず1点目、デジタル教科書というのを、教室全面に提示した授業ができ、これに関しては教職員のスキルということが要りますが、研修を重ねて、そういうことができたということで、学習内容を視覚的に捉えることができ、児童生徒の集中力、それから、興味関心が高まった。

それから、これ児童生徒にとって、授業力アップということで、いろんな画像、動画を提示するというので、短時間で情報量が増えましたので、思考時間が確保できた。

ICT効果に関して、まず、授業に関しては、2点、大きな進捗がアンケートから見えています。

それから、もう1つICTに関して導入しましたのが、校務支援ソフトを導入をしております。教師にとって、いわゆる業務改善に大きくつながった。校務支援ソフト、成績処理、児童生徒の出席管理、通信簿、こうしたものを校務支援ソフトを使って事務の迅速化というのができた、非常に、これに関しても教師自身の業務の多忙化に貢献ができたというふうに、アンケートとしては見れます。

それから、第2回のアンケートの中で、第1回目と比べて、小中学校とも活用する割合が、非常に増えています。第1回目に比べると、特に、中学校で、ほぼ毎日使っているというのが、第1回目で42.9パーセント。第2回目では、これが約半数になっている。徐々ではありますが、ICTに関しての研修も随時やっておりますので、こういうことでスキルをアップしながら、使うことによって授業力アップというのが確実にできますので、これは、成果としてあらわれた。

個々のアンケート結果については、また、必要ならば、また、お越しいただければ、ご覧いただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 23ページの学校・園規模適正化の推進・広報についての項で、成果と課題の説明欄において、三河小学校は平成30年度に委員会を開催することが確認され、利神小学校は平成30年度に懇談会を設置し、協議を再開することになっているということで、今、平成30年度ですけれど、現状なのか、委員会としてから、懇談会の意味も含めて説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） この学校規模適正化に関しては、議会全員協議会の中でも、5月でしたか、6月でしたか、状況を簡単に報告をさせていただきましたが、まず、三河小学校につきましてですが、6月末に休止した委員会が再開をされました。委員のメンバーにつきましては、休止前のメンバーと同じ選出区分だということで、自治会長全員。それから、PTA。それから、保育園の保護者会。それから、地域協のほうからセンター長、あるいは、子育て支援部長、そういう方々。それから、民生委員さん。同じ選出区分でご参加をされています。

今、2回の会議が終わっております。その中で、焦点は、やはり地域の住民の方の意見を、きちっと集約したいということで、今、動かれております。今のところ、2回しか会議をしておりませんので、こういう状況でございます。

それから、利神小学校につきましては、7月に、当初の約束どおり委員会ではなしに、懇談会として再開するという約束がありましたので、懇談会として再開をされました。

メンバーにつきましては、三河と同様、休止前と同じ選出区分。全自治会長。利神小学校区の中には、地域協が4地域協ございますので、4つの地域協の代表の方々。それから、民生委員さん。それから、小学校のPTAの役員さん。こういう方々が集まって、第1回の会議をされました。

利神小学校につきましても、三河と同様、やはり地域の住民の方々の意向を、今後、きちっと集約していきたいという状況でございます。まだ、1回だけですので、そういう状況でございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） この関係では、議会でも特別委員会を設置して、協議していた時は、その委員会なり懇談会の性格というか、状況については、随分、ちょっと時間が離れたので、ちょっと確認をしたかったですけれど、委員会は、いわゆる懇談会の前に開かれる会議で、懇談会は、その委員会を受けて、もう既に、協議というのか、学校の統合の関係で具体的にスケジュール的に進んでいるというふうに理解させていただいていいんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、谷口課長。

教育課長（谷口俊廣君） 委員会と懇談会の性格、性質の違いについては、これ平岡議員、よくご存じかと思うんですが、これは、協議内容は全く同じでございます。

何が違うのか。今回、利神のほうは懇談会という形で再開されましたが、協議内容は全く同じで、1つ1点だけ違うのが、今回の規模適正化推進計画の目標年度が平成32年である。ということで、この現計画の平成32年度を、これ目標に協議していくという明確なスケジュールリングの中で懇談会という形でされたということでございます。

議長（山本幹雄君） はい、ほかないですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 先ほどの13ページ、ICTのところなんですけれども、ここで評価委員さんの意見として、3行目からですけれども、ICTの発達を早期に活用できる研究を進め、教員の労働時間の軽減にも配慮されたいという評価委員さんのご意見があります。

先ほどの課長の説明の中で、業務改善に効果があったということなんですけれども、多分、その導入と習熟のタイムラグみたいなのがありまして、そういう評価なのかなというふうに思うんですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

この指摘は、今なお、やっぱりICTの習熟に、もしかして苦勞されている。あるいは労働時間の軽減というところに配慮されたいという指摘を受ける状況なののでしょうか。いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） ICTの場合、廣利議員もご存じだと思うんですけれども、パソコン全て、さっともろて、すつとできるものではございませんので、そういった意味では、非常に時間がかかるというように捉える場合もあるんですけれども、全般的に考えれば、非常に便利な機械でございますので、今、先ほど、課長が言いましたように、校務支援ソフトというものを、今回、導入したのと同時に、各授業に使う、特にデジタル教科書等での操作、これについては、非常にこう便利ですので、そういった意味では、本当に楽になったという評価はいただいております。

ですから、これが入ったから校務が増えたので困ったという意見は、正直、私のほうが1件も聞いておりません。

もう、いらんのやったら取ろうかというような話もしたんですけれども、いやいや、どんどん入れてくれと。ただ、あくまでも、この夏にもデジタル教科書の研修会を各教科ごとにやりましたので、教科ごとですので、教科の先生が1人ずつ交代で来るわけなんですけれども、9教科9回ほどやったんですが、やるたびに、やはり新しいもの出てきますので、やっぱりそれを覚えるいうのに、ちょっと大変かなというところが正直あります。これは、包み隠さず事実でございます。

でも、覚えたら、それはもう次の更新まで使えますので、ウインドウズが変わるたびに慣れていくのに時間かかったのと同じで、教科書についても、そのような形しております。

ですから、最初に申しましたように、教職員がそれで、かなり労働時間が増えたとか、校務が余計大変になったとかいうことでは、一切ないというように捉えております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、1番、金澤君。

1番（金澤孝良君） 先ほどの学校の規模適正化についてなんですけれども、利神小学校も、また、含めてやられているんだと思うんですけれども、我々がPTAの役員をした時に、長谷小学校と平福が統合して、利神小学校になったわけなんです。いろいろ、その中で討議してきたわけなんですけれども、今回、そういった規模適正の中に含まれる人員が、この間も、今のPTAの役員さんなんか聞いたら、その子らが小さいころで、いろいろ経過わからんわけなんですよね。

その当時に役員だった我々も含めて、そういった方にも声をかけるというような方法は、やられないんでしょうか。

全く、ですから、新しい話が出る中に、我々は参画できないわけなんです。声がかからなかったらね。

そういった方も、僕も保育所の統合の時には、自治会長をさせていただいて、平福で何回か参加させていただいたんですけれども、その時は、役員しておったで声がかかったんですけれども、それから、今のところ部落の役員していませんので、声かからんのは当然かもわかりませんが、そういった過去のことに、資料に基づいて、いろいろ、そういった経過を話した方に声をかかえるという方法は取られずに、今の役員だけで進めていくということなんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今のご質問でございますが、利神小学校の中で、やはり懇談会のほうには、各種団体の長の方がお集まりでございますので、この方々には、資料として、これまで休止前の全ての資料、それから議事録、全てこれお配りをいたしております。

今後、一番大きな課題は、先ほど申し上げましたように、地区の中で、どういうふうに意見集約をしていくかということが、非常に一番大きな課題でございますので、今後、懇談会の中で、今、議員おっしゃったように、懇談会に参画されていない方々、各自治会の中で意見交換会をやるとか、そういう形のことは、今後、懇談会の中で決定をされよんではなかろうかなと。

それから、そういうところに出ていくことに関しても、我々事務局としても、また、やぶさかではございません。

それから、もう1点、懇談会のほうにも、PTAの役員方が入りになられていますが、PTAの役員の方々も1つ大きな課題としては、現PTAの会員さんではない、いわゆる保育園の保護者の方々、こういう方々にも、やはり意見を聞きたいということもおっしゃっております。

全く、今、金澤議員のおっしゃっていることは、懇談会の委員の皆さん、やっぱり気にして意見をお聞きしたいというふうにお考えですので、今後、懇談会の中で、そういうことにつきましても、検討されるというふうに、我々は思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） ちょっと、どこのページに該当するかで、9ページ、もしくは18ページなのかなというふうに思うんですけども、特色ある教育活動の展開、18ページが地域と連携する学校・園づくりの推進かなというふうに思うんですけども、今、小学校4年生がクリーンセンターに、全小学校が訪問しているかなというふうに思うんですけども、地域の中には、SPring-8とか、環境館とか、それから天文台もありますけれども、今年度ですけれども、引き続きクリーンセンターなのか、あるいは、新たに、そういう、確か、教育委員さんの中に、そういう指摘があったというふうに思うんですけども、SPring-8とか、環境館とか、天文台とかいうところの、そういう施設を訪問するというような予定、計画というのは、いかがでしょうか。

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） クリーンセンターは、社会科の教科書の中で、住民の暮らしの中に、上水道、下水道とあわせて、クリーンセンターが含まれておるので、地元のクリーンセンターを見ましようという形で、見学をさせていただいておる。

今、話しありましたように、天文台についても行かせてもらっておりますし、環境体験館についても学校の中で行かせてもらっております。

それで、唯一、今、話の中で、なかなか足が遠いのが、やはり SPring-8、これについては、生涯学習課のほうで、昨年から計画を立ててくれておりまして、本当に希望者、興味のある子供たちを連れて行ってもらっているというような状況で、学校として、単体の学校の行事の中での見学というのは、今のところは考えておりません。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

はい、ほか質疑ありますか。

質疑がないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第6． 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町一般会計補正予算（第2号・H30.8.20 専決第16号））

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第6、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町一般会計補正予算（第2号）、平成30年8月20日、専決第16号を議題とします。

承認第16号について、当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました承認第16号、専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成30年度佐用町一般会計補正予算（第2号）、専決第16号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億9,050万8,000円といたしております。

補正内容といたしましては、平成 30 年 7 月豪雨により、本町で発生した農業災害及び公共土木災害に迅速に取り組むため、緊急を要する事業の経費を追加したものでございます。

予算書 1 ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、公共土木施設復旧事業にかかる国庫補助金 4,160 万円と町債 3,740 万円を計上。財源不足を補うため、財政調整基金繰入金は、5,800 万円増額をいたしております

次に、歳出につきましては、災害復旧費を 1 億 3,700 万円計上いたしております。

うち、農林水産施設災害復旧費は、地元施工に対する町補助金のうち、緊急対応分 100 件 5,000 万円を町単独災害復旧工事補助金として計上をいたしております。

公共土木施設災害復旧費は 8,700 万円を計上し、内訳は、補助災害が町道大撫線をはじめとする町道 3 件、河川 8 件の計 11 件、単独災害が町道 19 件、河川 1 件の計 20 件で、測量調査設計委託料 800 万円、工事請負金 7,900 万円を計上いたしております。

次に、地方債の変更でございますが、第 2 表、地方債補正によって説明をいたします。これは、公共土木施設災害復旧事業につきまして、限度額を追加計上いたすものでございます。

以上、簡単でございますが専決処分に係る一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから承認第 16 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 歳出の 4 ページで、現年災害復旧費ということで、町単独災害復旧工事費補助金 5,000 万円。それから、その下の、これは公共土木ですけど、それぞれ関係者の負担というのは、どういうふうに、ここでは関係者負担じゃなしに、町の負担だけが出ているんですけど、工事される上での関係者負担、地元負担と言いますか、その関係は、どんなふうになっていますか。お尋ねします。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 災害につきましては、これまでも何度も、この件については、町として被災された受益者負担を軽減していくということで、お話をさせていただいております。

ですから、今回の災害につきましても、全員協議会等でも、そういうお話をさせていただいたと思っておりますので、そのとおりであります。通常 70 パーセントを 85 パーセントの町が補助をし、15 パーセント負担で、基本的にはお願いしたいということでありませう。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 災害復旧の場合、町は 70 パーセント、いわゆる 30 パーセントが地元負担ということで、それを近年は 85 パーセントの町の補助で、地元負担は 15 パーセントでずっと来ているということで、町長が、もうわかっているだろうと言わんばかりのご回答でしたが、そのとおりであれば、要綱も 70 パーセントという要綱を、むしろ 85 パーセントにというふうに書き直すべきではないかと、私、思うんですけど、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、ちょっと違うと思うんですね。

やはり、災害におきまして、規模もいろいろとあります。状況も違います。

基本的には、やっぱりこれからのことを考えて、受益者負担というものは、当然、お願いしていかないと、町財政としても長期的には安定してやっていけないということだと思います。

ですから、できる限り、町の財政が現在のような健全な中にある限りにおいては、その災害の規模、また、状況を見て、そうした対応はさせていただきますけれども、要綱としては、70 パーセントというのは、これは、適正なものではないかなと思っております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 町の財政云々で、将来 70 パーセントになることも含んでいるんだということですよ。

85 パーセントより、むしろもっと災害が大きかった時は、90 パーセントにしてほしいというような要望も強くありましたし、そういう点では、実態として 85 パーセントで来ているんですから、わかりやすく町として、その都度、その都度判断すると言いながら 85 パーセントで来られていますので、私は、70 パーセントのままに置いておくのではなくって、85 パーセント負担だというふうに明確にするほうが適切だと思いますけれど。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 公共土木災、そうした災害にかかれば、もっと負担を、軽減を、できる限り軽減をしております。

そういう中で、町単独という中で、70 パーセントを実際、毎年、ずっと助成していくのも大変な、これ、町としては大きな負担になっているわけでありまして。

そういう中で、85パーセントというのは、当然、15パーセントは負担しなきゃいけないというのは、負担感というのはあるわけですが、そういう中で、お互いに、こういって、町としても、できる限り、また、地元、また、受益者としても、負担をお互いにしているんだという、そういうお互いの認識の中で、これからも、これ対応していかざるを得ないのではないかと思いますので、それは、平岡議員のご意見としては、そういう、そうした方がいいと。じゃあ、90パーセント、100パーセントにすればいいという、最終的には、そういう話になるのでしょうかけれども、なかなか、そこまではいかないというのをご理解いただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） はい、ほか質疑ありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） これ専決で聞いていいのか、この後、また、上程される補正予算で聞いていいのか、ちょっと、災害の関係で聞いていいのか、ちょっと、どちらになじむかが、ちょっとわからんですけど、今回のこの専決では、農林なり公共なり、緊急工事のために一般財源を歳出するという。この工事の、今言われた、農林のほう緊急性100件、それから公共のほうは、道路3件、河川8件、ほか20件。この中に、応急工事なり、応急仮工事で、今度、査定を受けるまでに補助災に見合うような件数があるのかどうか。補助災に応急仮工事と応急工事として上げるようなものがあるのかどうか。ちょっと、お伺いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山建設課長。

建設課長（横山重明君） ご説明させていただきます。

先ほど、町長のほうが答弁しましたように、補助災害ということで、町道大撫線、道路分が3件あります。河川が8件、計11件で、金額としましては、道路分が4,400万円、河川が1,850万円、これは3分の2が国費でありますので、4,160万円が国費で入る予定であります。

あとの町単分の災害ということで、緊急で道路に崩土があって、土砂が出たというようなところの応急の工事ということで、別途、金額のほうを1,650万円を上げさせていただいております。以上です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 農林部分につきまして、ご説明させていただきます。

農林につきましては、現在のところ、その応急工事というものにつきましては、査定まで行わないということで、応急工事はございません。

で、ここに5,000万円上げさせていただいておりますのは、全員協議会のほうでもご報

告させていただいたんですけれども、緊急的に水路の土砂を除けるとか、そういった小さなもの、緊急性がないと、農作物に影響を受けるような事業につきまして、すぐにやっていただいた、そのものについて、長い間放置することができないということで、どことは特定はできていないわけでございますけれども、100件分ということで、支払いを早くするために専決補正として計上させていただいております。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） 失礼します。

先ほど、今回の分ということで、説明させていただきましたが、あと補正の分で、また、町単であるとか、起債対応する、災害復旧の分の予算を計上させていただく予定であります。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） すみません。ちょっと聞き方が悪かった。

僕が、ちょっと聞きたかったのは、今回、町単で緊急でやりますよと。

やるけれども、そのやる中には、金額的なことも制約あるんですけれども、査定を受ける時に、仮工事して、認定が受けれるような件数が、中にあったかどうか。

あるんだったら、今度、上げれば、それが補助災になるわけですから、そういう、この中に、ただ町単で終わってしまうんじゃないし、そういう仮工事で、査定に上げれば、補助災になるわけですから、そうすれば、町の財源も助かるし、地元も助かるわけですから、そういう実際の工事は、やってもいいんですよ。やったものを、そういう形で申請すると上げれるんですよ。そういう件数があったか、なかったということを聞きたかった。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、横山建設課長。

建設課長（横山重明君） 建設課関係では、あと公共にかけるような崩土等はございませんでした。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 農林部分につきましては、今現在、農地につきまして8件、農道について2件、水路について2件ということで、9月の査定を受けて、かける予定とさせていただいております。それにつきましては、後ほどの補正という形で、お願いしたいと思っております。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） 小林君。

5番（小林裕和君） 査定を受けるのは、わかっているんです。

査定を（聴取不能）、緊急で工事をする時に、先、工事しますやん。町単費を使って、工事をして、その工事の中に、補助災で申請が認められるような仮工事、先に応急仮工事のようなものがあったか、なかったかということ。

査定を受けるのは、これから査定を受けて、補助災になるやつは、どんどん補助災にしてもらったらいんですけど、ちょっと、そういう件数があったか、なかったかいうことを、ちょっと聞きたい。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵途典章君） 小林議員がおっしゃっていること、よくわかります。

町のこれ、財政とか考えても、今、本当に、町単独災だけでやると、全部単費で対応しなきゃいけない。

本来、補助災になれば、補助金が出る。補助災だけじゃなくっても、その起債で、対応できれば、本当に町財政としては、非常に軽減できるわけです。そういうことで、毎回、これだけ町単災で、町単独だけで財政をやっていくと、これは財政負担、非常に大きなものに、これ毎年、また、年に何回もということが予想されるわけですね。

担当課のほうにも、できる限り、そうしたものを集めて、小さい災害であっても、財源として起債対応ができるように、そういう対応ができないかということは、いろいろと指示をしているんですけども、ただ、一番そこで難しいところは、早く対応しなきゃいけない。

だから、今、小林議員言われるように、先に応急対応しておいて、さかのぼって、それをまた、補助災に申請できるかと。ここは、やはり町が発注して、町が全部、事業者としてやらないと、地元対応してきたものでやっていただくという形では、これは、本当に、そういう対応、事業にはならないわけですね。起債事業にはならないわけですね。

そのへん、少し時間をとって、待っていただいて、ちゃんと査定を受けてやればできるところが、まだ、あるんですよ。実際、起債対応ができるところがね。そういう事業は。

しかし、まあ、そこが今回のように、特に農業の関係の部分なんかは、養い水が、どうしても当然必要ですし、すぐに地元としては対応しなきゃいけないと、そういう中で、そういう状況を踏まえて単独災で、地元施工という形で対応させていただいているのが現状です。

ですから、後からさかのぼって、それを申請をしていくというのは、これはなかなか、その事業としては難しいといううふに、私は、そういう認識をしております。

ただ、例えば、土砂だけを取り除いておいて、あと何か構造物が壊れた、その部分は、今度、ちゃんと査定を受けて設計をして、町が発注していくと、そういうものであれば、当然、それは補助災になるんですけどもね。

ほとんどが、土砂をとり除けるぐらいで、今回のような災害というのは、構造物が破損していくというような災害ではないということに、こういう件数多くて、かなりの額になるんですけども、単災でやらざるを得ないということだということを、ご理解いた

だきたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 全員協議会の時でも申し上げたんですけど、公共災と農業の分、大きなところから3つほどと、小さなものについては、どこの溪流が、どこどこじゃいような感じで、ちょっと書いた物がほしいと言っておったんやけれど、それが、今日、出ていないですね。

この前、全員協議会で、私、申し上げたんやけどね。うん。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵逄典章君） その件も聞いております。

ですが、今回、また、今、まだまだ、箇所の報告とか、調査をしておりますので、この開会日には間に合っておりませんが、それは、この会期中には、そうしたものをまとめた物で、皆さんに、また、お示しをさせていただきたいということで、予定をしておりますので、お願いします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） 24ページ、ここで22番の補償の賠償金160万円…、

議長（山本幹雄君） 違うところ。違う。

9番（岡本義次君） ごめん。すみません。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） すみません。ちょっと、先ほどの小林議員の質問で、答弁を何回か、課長なり町長がされたんですが、ちょっと、私にわからないので再度お伺いするんですけども、公共の関係で、建設課長が、事前に応急的な部分で補助対象になるやつはないですと言われたんですけども、農災の関係で、多分、その質問の趣旨なりは、緊急応急工事で、当然、補助対象になる分というのが、工種によって、工種と言いますか、内容によ

ってはあるんですよ。とりあえず、とり急ぎ工事をやっておいて、後で査定受けて、これは緊急工事分ですよということで、国庫の対象になるというのが。その関係で、僕、質問されていたと思うんですが、どうも答弁いただいた内容から、その部分はないというふうに聞こえたんですけども、例えば、その本位田と、福澤の間のやつも、今現在、応急工事で土嚢積んでいるやつとか、ああいうふうなやつも規模的には国庫の対象の応急工事でいけるん違うかな。あそこ集水施設なんかがあると。

まあまあ、個別にはいいんですけど、要は、そういうその緊急工事、応急工事で、後々、国庫の対象になりますよと。要は、起債部分だけで済まらずに、後で財源でも振りかえることができる事業費なり工事費は、これぐらいですよというのを、僕、質問されていたんかなと思うんですけども、その部分の回答、今の回答で言えば、それはもう、公共も農災ありませんというふうに聞こえるんですけども、それでよろしいんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 今、おっしゃられました分につきましては、農林の関係でございますけれども、その分につきましては、地元で施工していただくことにより経費の削減ができる。

今、おっしゃられた部分につきましては、事業といたしましては、風船ダムの上にたまった土砂を除けるだけといった事業になってまいりますので、公共事業の対象外と、その規模に達していないというふうに判断をいたしております。

また、同時に山崩れが発生しているわけですけども、そこにつきましては、災害復旧の、今現時点につきましては、採択を受けるメニューがないということで、大きなことにはなっているんですけども、災害の対象とはなっていないという判断で、地元施工という形で、処理をさせていただいております。

それを含めまして、応急工事というものにつきましては、農林につきましては、今現在、ないと思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 考え方として、地元施工というのは、ものすごくあるんじゃないか。地元が、地元で見積もりとってやってくれという。

町が指示をして、例えば、仮工事を、今すぐ、水落とさなあかん。堤外水路に土砂がいっぱいたまっておる。あれ、除けな水が通らない。

その土砂の量とか、そういう物を町がして、書類的には、町が最終的には発注するという指示をしている。やって、それを、後で補助災に乗せる。これは、もちろん、上部団体とも相談せなあかんけども、相談をして、そういうやり方というのは、1つのルールとして認められておるので、そういうのがあったのか、なかったのかというのを、ちょっと聞きたかったんです。

ルールとしてあるからね。そういうの、ルールあるやつは、活用できるんだったら、う

まく活用すればいいわけですから。

単純に地元施工で、地元で見積もり立ててくれというだけで判断をしてやっていると、そういうのを、見過ごす可能性があるからという意味も、ちょっと、腹にはあったので、そういう件数があったんですか、なかったんですかということ（聴取不能）。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） おっしゃられている点につきましてですけれども、公共事業として、災害いたしますのは災害発以降、期限を限られた中で、現場を把握して報告させていただくということで、上げさせていただいておりますのが 12 件でございます。

あと、それに類似する規模であるかとかいう形での判断でございますけれども、地元施工ということでお願いした中で、見積書を提出、当然、全部していただきます。その内容を、こちらのほうで判断した中で、地元施工、小さなものにつきましては、そのまま施行していただいておりますけれども、大きなものにつきましては、地元負担も当然伴いますので、今回ですと 8 月 31 日、先週末が、するかしないかの、地元から町への回答期限ということで、切らしていただいた中で、大きなものにつきましては、当然、地元のほうも、すぐに発注ということは、困難でございますので、その分につきましては、こちらのほうで、工法等精査させていただいて、こちらのほうでやるのがしかるべきという部分につきましては、公共には間に合わないわけでございますけれども、起債等の対応事業として、町のほうでの施工ということで考えさせていただく予定で、地元からの回答を集めているところでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほかないですね。ほか、質疑はありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 16 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算（第 2 号）、平成 30 年 8 月 20 日、専決第 16 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 7. 議案第 63 号 財産の取得について（一般事務用パソコン）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、議案第 63 号、財産の取得について（一般事務用パソコン）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、財産の取得についての提案のご説明を申し上げます。

佐用町においては、一般事務用のパソコンの基本システムをマイクロソフト社のウィンドウズ 7、これは平成 21 年販売開始を使用しておりますが、そのシステムの保障が平成 32 年 1 月に終了するため、新たに発売をされたウィンドウズ 10、平成 27 年販売開始を導入する必要があります。そのため、ウィンドウズ 10 に合わせて安定した一定の処理速度を確保するため、より性能の高いパソコン本体 210 台、周辺機器等一式を購入するものであります。

平成 30 年 8 月 24 日、3 社による見積入札に付した結果、購入契約金額 2,677 万 3,200 円消費税込みで、兵庫県姫路市南駅前町 100 番地、扶桑電通株式会社姫路営業所所長、松村明彦氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結をいたしたく議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） このパソコンを買うことによって、どこらへんまで、皆さんの、これが行き渡るかというのが、まず 1 点。

それから、古いやつについて、どのような格好で、相手が引き取ってくれるのかどうかを含めて、これ一斉に交換ということだろうと思うんですけども、そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回のパソコンにつきましては、今年度と来年度、2 カ年をかけて、パソコンを 310 台予定をしております。

先ほど、町長の答弁でもありましたように、ああ、提案説明でございました。失礼しました。

平成 32 年 1 月でウィンドウズ 7 のサポートが終了しますので、2 カ年をかけてということで、今回の入札につきましては本庁部分、まとめて入札し、作業等も、更新等もしやうございますので、今年度が先がけて 1 年目の本庁関係。

それから、来年度が残り台数を出先関係。

2年間をかけて、サポートが終了するまでに、機械を全て取りかえると。

ただ、今回は、非常に高額。それぞれコンピュータも高額になっておりますので、ディスプレイ、テレビ部分とか、キーボード部分は、ウインドウズ 10 に変えても対応ができる部類でございましたので、それについては、経費節約もありますので、それは、そのまま継続して使うと。

ですから、本体のあの弁当箱みたいな形ですね、あの大きな部分の本体部分を変えていくというような形で、今回、そういう面で、経費のほうも節約をしているということで、来年度にも、また、当初予算にも上げさせていただいて、計画したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 2 つ目、答えていない。
あと、古いやつについては、どうしておくん。

総務課長（森下 守君） これにつきましては、パソコンのほうは、そういう業者が、私ども、役場の中にもあると思いますけど、小家電、家電の取り引き等がありますので、扶桑のほうに責任を持って、そのへんはさせていただくということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか質疑はありますか。
ほかに質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号、財産の取得について（一般事務用パソコン）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 64 号 工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業放送系機器更新工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 8、議案第 64 号、工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業放送系機器更新工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 64 号、情報通信網整備事業放送系機器更新工事にかかる工事請負契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

本事業は、平成 18 年、19 年度、2 カ年に整備を行った情報通信施設が 10 年以上経過し、導入した機器によっては保守期限切れや製造中止により安定した情報提供が困難になってきているため、機器の更新を行うとともに超高画質の次世代の映像規格である 4K8K に対応機器の整備を行うものでございます。

本工事は姫路ケーブルテレビからの放送信号を安定して提供するために関連する機器を更新するものであり、姫路ケーブルテレビ内に設置している光送出設備の更新並びに佐用町内のサブセンター施設 4 箇所に設置をしております光送出設備を更新をいたします。業者選定に当たりましては、現システムの施工及び保守業者を選定をいたしました。

選定の理由は、現システムに精通していることはもとより、利用可能な既設設備を利用することにより放送の中断時間の短縮が見込まれ、また、最低限の設備投資により更新が実施できるということによるものでございます。

以上のことから、税込み 2 億 4,840 万円で、神戸市中央区東町 126 番地、日本電気株式会社神戸支社長、中垣内潤一氏に落札決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 64 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 64 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 64 号、工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業放送系機器更新工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 65 号 工事請負契約の締結について（佐用町奥海浄水場前処理施設整備工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第9、議案第65号、工事請負契約の締結について（佐用町奥海浄水場前処理施設整備工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第65号、奥海浄水場前処理施設整備工事にかかる工事請負契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

本事業は、平成27年にハロ酢酸類の水質基準が改正され、特にトリクロロ酢酸の水質基準に至っては15倍も引き上げられたために、それまでは水質基準内であったハロ酢酸が夏場に水質基準のボーダーラインぎりぎりとなり、超過をすれば給水停止となることから対応が必要となってまいりました。

ハロ酢酸とは、葉っぱなどの腐食したフミン質が塩素と反応することによって発生する物質であり、奥海浄水場の膜ろ過浄水システムでは取り除くことはできません。除去するためには、イオン交換による分解や活性炭による除去が考えられますが、既存の膜ろ過浄水システムとマッチングした除去方法を考えなければなりませんので、昨年度、水処理メーカーによる現場踏査の上で、プロポーサル方式での入札を実施し、前澤工業のイオン交換樹脂によるハロ酢酸の生成物質であるフミン質を分離除去する特殊なシステムを採用し、実証実験を行ってまいりました。

実証実験の結果、低減、抑制効果が認められましたので、この方式を採用することとし、イオン交換樹脂方式が実施できる国内業者は前澤工業株式会社しかないために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、競争入札に適さない事業という規定によりまして、契約金額税込6,112万8,000円、契約者、前澤工業株式会社大阪支店執行役員支店長、前田 司氏と随意契約することといたしたいと思っております。その随意契約するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 今回の工事が行われて、後、今後、更新される期間というか、そういうものはあるんでしょうか。想定される年数というか、そういうものについて、説明お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 更新と言いますと、奥海浄水場は、主に奥海の皆さんに水を送っておるんですけれども、奥海で生活される方がある限り、奥海の浄水場は、ずっと今後継続してまいりますし、それに伴う、奥海浄水場は膜ろ過、それから、今回のような設備を投入するわけですけれども、膜ろ過につきましては、差圧が汚れてきたり、そういうようなんすれば、今回の導入する設備もそうですけれども、長年、永年使用することによって、定期的に洗浄はしていかなければならない設備ですので、それは必要になってまいります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 定期的に、そういう洗浄化することによって、この設備をしたら、半永久的というか、そういう感じで理解させていただいていいんですね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） そのようにご理解いただいたら結構かと思えます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか、ありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） ちょっと、専門用語で、前澤工業は、イオン交換の、何かそういうのをプロポーザルで提案してきて、それを試験をやって採用してきた。

それで、ほかにプロポーザルで上がってきた、その処理の…、まあまあ、イオンに決めたんやけど、これ処理の方法いうたら、どんなもんが提案されてきたんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森田上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 今回のハロ酢酸というのは、非常に厄介な物質らしいんですけども、上がってきた処理方法としましては、例えば、今回のようなイオン交換でやる方法。それから、活性炭で取り除く方法。それから、海水を真水にするような、ああいうふうな膜ろ過でやるような方法というような、大きく、この3つが大体上がってきました。

ところが、今の奥海の浄水場は、膜ろ過いうやり方で水をつくっておりますので、これとマッチングした浄水方法は、もう今回のイオン交換しかなかったということで、ほかにも現場踏査の上、見ていただいたんですけども、どうも現場が今の機械のスペース的な

ものとか、いろんなことがありまして、ほかのところは辞退されたというような状況で、できないというような状況で、残ったのが、このイオン交換による浄水処理の方法しか残りませんでした。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） イオン交換と活性炭と膜ろ過。この3つがプロポーザルで上がってきて、それで奥海のをすれば、イオン交換が一番いいという判断をされて、これでした。

単純に言葉だけだったら、膜ろ過だって、今、膜ろ過の処理をやっているんやから、膜ろ過に何かの処理施設を加えて向上させるという意味やね。膜ろ過の。

上下水道課長（森田善章君） そうです。

5番（小林裕和君） プロポーザルがあつたいうの。

わかりました。膜ろ過だったら膜ろ過で、それだったら、そのままいけるんじゃないかと、ふっと今、思ったので。すみません。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ちょっと長くなりますけれども、特殊なこれ工事になりますので、議員の皆さんにも、もう一度、よくこの状況を理解していただいた上で、ご承認いただきたいと思うんですけれども。

奥海の簡易水道、あれだけの戸数しかないの、1日の給水量も、現在、人口も減っておりますので、1日30トンぐらい。50トンもないですね。60トンぐらな能力ですけれども、それぐらいの水です。

奥海といえば、皆さん、非常に水がきれいなところだと、何でこんなこと、戸数もこのぐらいなところに、前処理ですよこれは、前処理として6,000万円以上の施設も、また、つくらなきゃいけないのか。

これは、1つは法律が非常に厳しくなつたと。これは、ハロ酢酸というのは、私ら、専門的にはわかりませんが、厚生省の水質基準として、これまで、そのへん、あまり基準としては、今回の非常に厳しく、15倍の濃度、今まで1桁以上基準が強化されたということです。それは、やはり発がん性物質ということではないかと思えます。

そういう中で、水道としては、そういう基準内のものを浄化して、水質を送らなきゃいけないという責任があります。これ以上超えますと、先ほども言いましたように、給水を停止しなきゃいけないと、こういう事態に陥るわけです。

なぜ、こういうハロ酢酸が奥海の浄水場、水源にたくさん発生しているかと。これ、皆さん方、また、あそこの奥まで行かれたことはないと思うんですけれども、以前に、奥海に奥海砂防ダムというのをつくったわけですね。そのダムを建設して、ダムの下流に取水

場をつくって、浄水場をつくっております。

当時、奥海の水ですから、非常にきれいな水だろうということで、膜ろ過にすれば、それほど逆洗もしなくて済みますし、あつた元々の原水はきれいな水だということの、ある程度、前提の中でつくられておりますども、やはりダムというのは、非常にこれ、水を交換していけばいいんですけども、奥海の谷から、木から落葉してくる葉っぱ、それから木の腐った物、そういう物がダムにたまるわけですね。そういう物が腐食して、そうしたもののから、このフミンという物質が発生すると。それが、そうした塩素なかと化合してハロ酢酸が生成される。

奥海の水、本当に、今、上がってみますと、水が完全にたまっているの、濁ったといひますか、非常にどよんだ水になっております。

本来、一番いいのは水を全部抜いて、ダムを清掃すれば一番いいんですね。年に1回ぐらい、水をドンと本当は出して、そうすれば、その濃度も腐食した葉っぱなんかも流してしまえば、本来の原水というのは、そんなに問題ないきれいな水なんですよ。

一旦、そういうことで貯水していることによって、そこで、そういう物質が発生をしているということだというふうに、私は、理解しております。

ただ、今から、これつくってから1回も中を放水しておりません。これを開けて放水してしまうということになると、それこそ、一気にそうした、言へば汚泥、ヘドロというような物が全部下流に流れます。なかなか、これは当然、簡単にできることではない。非常に下流まで影響を及ぼしてしまいますのでね。

そういう中で、じゃあどうするかということで、上下水道課のほうは、非常に苦勞をしたわけでは。

そうして基準が一気に1桁以上も厳しくなつたということで、これを除去する方法というのが、じゃあ、厚生省としてあるのかと。国のほうにも、いろいろと指導を受けて、国がそうした基準を決めた以上、国としても、そういう方策がないのに、じゃあ水をどうするかという話になりますので、方法をいろいろと指導もうけて、先ほど言つたような方式があると。

その中で、じゃあ奥海の浄水場に適したものが何だろうということで、昨年度、実証実験ということで、昨年度予算にも上げさせていただいておりますけれども400万円余りかけて小さな装置をつくって、実際に、それによって、そうしたフミン物質が除去されて、実際の浄水したことによって、その基準内で水が浄化できるかどうか。これが、確認をできましたので、今回、これだけのお金をかけてでもやらざるを得ない。安全な水ということが第一条件でありますので、そういうことで設置をするということでもあります。

ほかの地域の浄水場におきましては、当然、取水場、そうした水じゃないんで、自然の水であれば、ほとんど基準内で、ほとんどおさまる。特別な化学物質が流れているわけではないんですけども、自然由来による発生をしているということ。

それが、なかなかダムの下流だつたということで、この点は当時から予想ができなかつた事態になつたということ。そのことを踏まえて、ご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 65 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 65 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 65 号、工事請負契約の締結について（佐用町奥海浄水場前処理施設整備工事）は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。これで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時 25 分とします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 10. 議案第 66 号 町道路線の認定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 66 号、町道路線の認定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 66 号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

町道路線の認定案件、2 路線を上程をいたしております。

整理番号 1 万 556 番、路線名、寺下線、及び整理番号 4 万 7,031 番、路線名、祇園西村線の 2 路線につきましては、集落内の生活道としての利用が多くなったことにより町道認定しようとするものでございます。

以上、2 路線の町道路線の認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして、議会の議決が必要でございますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 66 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） この路線は、元々、農地の関係だと思っんです。農道の関係だと思っんですけど、町道認定することによって、その路線は、町道として認定されて地権者というのか、その権利は、どんなふうに変更があるんですか。言うことわかりますか。町のものになるんですかということをお尋ねしています。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） こちらのほう、上石井の町道であります、元々農道で整備された道路であります。

こちらのほうは、昭和62年、63年で工事を行われたほ場整備の事業で行われた道路でありまして、元々町名義の農道ということでありました。

今回、町道認定して、町道として管理しようとするものです。以上です。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑ありますか。

建設課長（横山重明君） 失礼します。

もう1件、三日月の分ですが、こちらのほうは昭和57年から59年に事業が行われたほ場整備事業地内の農道でありまして、こちらのほうも同じ町名義の農道であります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか、質疑ありませんか。

ほかにはないので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第66号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っいます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号、町道路線の認定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11. 議案第67号 町道路線の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第11、議案第67号、町道路線の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第67号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

町道路線の変更案件、2路線を上程をさせていただきます。

まず、整理番号1万289番、路線名、溝下夕線及び、整理番号1万290番、路線名、溝線の2路線は集落内の生活道としての利用が多くなったことにより溝下夕線の終点及び溝線の起点を変更しようとするものでございます。

以上、2路線の町道路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第67号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第67号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号、町道路線の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12. 議案第68号 ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の全部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第12、議案第68号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第68号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の全部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、石井地区のみどりの健康舎ゆう・あい・いしいと海内地区のふれあいの郷みうち若杉館の2つの施設につきましては、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例において、その設置および管理が規定されております。

このたび、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいにつきまして、その指定管理者として指定を行っていた有限会社ゆう・あい・いしいが解散をしたため、今後は普通財産として管理をし、施設の有効な利活用を図る予定でございます。

これに伴い、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の全部を改正し、ふれあいの郷みうち若杉館のみを設置・管理するための、ふれあいの郷みうち若杉館条例への変更を提案するものでございます。ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） この施設については、7月の全員協議会の時に、地域で活用できるように、活用の申し出もあるという説明もあったんですが、具体的に、その関係については、どのような状況なんですか。お尋ねします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） ゆう・あい・いしいの施設のことだと思うんですが、ゆう・あい・いしいの施設につきましては、今現在、一般公募をする準備を進めております。
9月の中ごろに募集要項のほうを公表をいたしまして、10月末をめどに交渉権の決定者を決定していきたいという予定で進めておるところでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。はい、ほか質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第68号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第68号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第68号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第69号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第13、議案第69号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税制改正に伴う福祉医療の判定の不均衡を正すよう、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱において改正が行われました。それに伴い、町条例の一部を改正し、県と同じく 7 月から適用しようとするものでございます。

改正内容につきましては、地方税制改正により、指定都市の区域内に住所を有するものについて、平成 30 年度分個人住民税から市町村民税所得割額に対する税率が 6 パーセントから 8 パーセントに引き上げられました。しかし、地方税法に規定する賦課期日において指定都市に住所を有するものであっても、指定都市外に居住するものとして、6 パーセントの税率で福祉医療の判定を行うものでございます。

この改正により、町では福祉医療の資格をお持ちの方が転入の際、指定都市を含む全ての方に対して、住民税課税所得に 8 パーセントを掛けた指定都市の税額ではなくて、6 パーセントを掛けた指定都市外での税額により判定を行うこととなるものでございます。

以上の改正につきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） この条例が改正されることによって、佐用町としては、どのような影響が出てきますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 今後、どのような影響といたしますか、この改正は地方税法によりまして改正がされ、兵庫県の福祉医療の助成制度も改正されました。それによって、佐用町の条例も一部改正をするということでございますので、これは兵庫県と市町が福祉助成医療の今現在行っておりますけれども、県内の指定都市、神戸市でございますけれども、神戸市の方が佐用町に入られた、転入された場合においても、神戸市の所得割額 8 パーセントではなく、6 パーセントで兵庫県内統一して医療費の助成を行うということでございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかに質疑はあいませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 69 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 69 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 70 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14、議案第 70 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 70 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が本年 4 月 27 日に改正されたことに伴い、国の基準に従って町条例の一部を改正するものでございます。

家庭的保育事業等につきましては、現在、佐用町内に該当する施設はございませんが、平成 27 年度に始まった、子ども子育て支援制度によって、従来の保育所、幼稚園、認定こども園などの施設に加えて、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとするために、定員が 19 名以下で、ゼロ歳から 2 歳児までの乳幼児を対象に受け入れる、家庭的保育事業、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型、居宅訪問型保育事業などの小規模な保育施設や、事業所内保育施設などの設置が認められ、これにより、待機児童の解消や地域の子育て支援機能の維持確保を目的といたしております。

今回の改正は、保育所等との連携、食事の提供の特例、食事の提供の経過措置についての改正でございます。

具体的には、家庭的保育事業者等の職員が病気、休暇等により保育を提供することができない場合は、現行の規定では、当該家庭的保育事業者等にかわって、保育所、幼稚園、認定こども園などが代替保育を提供することになっておりますが、今回の改正により、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合においては、小規模保育事業 A 型・B 型事業者又は事業所内保育事業を行う者を連携協力施設として、代替保育を提供できることといたしました。

次に、家庭的保育事業における食事の提供の特例につきましては、現行の規定では、原則として、食事は施設内で調理をしたものを提供することとされており、特例として、保育所などの連携施設、同一法人などが運営する小規模保育事業所などについてのみ、外部から食事を搬入することが認められております。

今回の改正により、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業

者のうち、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行でき、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮などに適切に対応することができる者として適当と認める事業者からの食事の外部搬入も可能とするものでございます。

また、家庭的保育事業者に、自園調理を行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を 10 年とするものでございます。

先ほどもご説明いたしましたように、現在、佐用町内には家庭的保育事業者等はございませんが、従うべき基準である国の基準が改正されたために、今回、関係規定を改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたとおり、ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 70 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 産業厚生でないの、ちょっと、お尋ねしますけれど、この条例が制定されることによって、国が変わって佐用町もいうことでございますが、これ佐用町としては、どのような影響が出て、ある程度、数はつかんでいらっしゃいますか。現状なし？

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 今回、条例を一部改正いたします家庭的保育事業等という施設につきましては、定員が 19 名以下で主にゼロ歳から 2 歳のお子さんを預かる施設となっております。

それで、佐用町では、今のところ、そういった施設のほうはございませんし、事業者の方から、そういう計画が持ちかけられていることもございません。

佐用町では 20 人以上のお子さんを預かる子ども・子育て支援制度でいいますと教育・保育施設という施設になるんですけども、保育所、それから私立の幼稚園、こちらのほうがございますので、これらの施設で子育て支援のほうを行っているということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 70 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-
- 日程第 15. 議案第 71 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 16. 議案第 72 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 17. 議案第 73 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 18. 議案第 74 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 19. 議案第 75 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 20. 議案第 76 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 21. 議案第 77 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 22. 議案第 78 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 23. 議案第 79 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 24. 議案第 80 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 25. 議案第 81 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 26. 議案第 82 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 15 に入ります。

日程第 15 から日程第 26 までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、議案第 71 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）についてから、日程第 26、議案第 82 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてまでを、一括議題とします。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議がございませんので、このまま審議を継続します。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 71 号から議案第 82 号につきまして一括議題とされましたので、それぞれ順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 71 号、佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 1,402 万 1,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 452 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

地方交付税につきましては、このたび、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので 1 億 1,552 万 7,000 円増額し、普通交付税の総額を 51 億 7,420 万 5,000 円といたしております。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 3,036 万 7,000 円の増額。社会資本整備総合交付金などを増額いたしております。

県支出金につきましては、7,100 万 2,000 円の増額で、うち、県補助金が 6,570 万円の増額で、現年発生農林災害復旧費補助金の追加計上によるものでございます。県委託金は、地籍調査事業委託金 530 万 2,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、2,953 万円の減額で、メガソーラー事業収入特別会計繰入金 645 万 5,000 円の増額と、財政調整基金繰入金 3,598 万 5,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、3,179 万 1,000 円の増額で、平成 29 年度の繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 456 万 6,000 円の増額。福祉医療費の精算による過年度収入などでございます。

町債につきましては、1 億 9,029 万 8,000 円の増額でございます。情報通信基盤整備事業、観光関連施設整備事業などは、過疎債の内示決定に伴い、合併特例債から過疎債へ振替をいたしております。高齢者福祉施設整備事業債は、養護老人ホーム佐用朝霧園の移転改築事業に伴う財源として過疎債を追加計上。また、平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧事業にかかる財源として、災害復旧事業債を増額いたしております。

次に、歳出についてのご説明をさせていただきます。予算書 2 ページをご覧ください。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、特別会計につきましても、人件費は同様でございます。

まず、議会費 5 万円の減額は、人件費でございます。

総務費につきましては、667 万 3,000 円の減額で、うち、総務管理費は 746 万 3,000 円の減額となっておりますが、人件費の減額のほか、旧幕山小学校の電気設備改修工事の経費などは追加計上いたしております。徴税費、戸籍住民登録費は、人件費が主なもので、それぞれ、323 万 5,000 円の減額、402 万 5,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、9,991 万 6,000 円の増額で、うち、社会福祉費は 9,096 万 6,000 円の増額でございます。高齢者福祉施設整備事業において、養護老人ホーム佐用朝霧園移転改築事業の実施設計費、土地購入費などを追加計上いたしております。そのほかは、人件費と特別会計繰出金の補正が主な内容でございます。児童福祉費と国民年金事務取扱費は、人件費のみの補正で、それぞれ、878 万 8,000 円、16 万 2,000 円の増額でございます。

衛生費につきましては、945 万円の増額。保健衛生費、清掃費とも、人件費が主な補正内容で、774 万 9,000 円と 170 万 1,000 円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、1,931 万 6,000 円の増額で、うち、農業費は 1,913 万 4,000

円の増額で、人件費のほか、地籍調査事業費において、県委託金の増額にともなう、歳出予算の組み替えなどをいたしております。林業費につきましては 18 万 2,000 円の増額でございます。

商工費につきましては、464 万円の減額で、人件費と、西はりま天文台公園及び笹ヶ丘荘特別会計繰出金の補正でございます。

土木費につきましては、3,637 万 9,000 円の増額で、うち、土木管理費は 270 万円の減額といたしております。道路橋梁費は 4,412 万 4,000 円の増額で、国庫補助金の増額に伴い橋梁長寿命化事業にかかる工事請負金などを増額いたしております。下水道費と住宅費は、それぞれ 475 万円、また、29 万 5,000 円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金と人件費でございます。

消防費につきましては、人件費の補正で、370 万 4,000 円の減額。

教育費につきましては、552 万 7,000 円の増額で、うち、教育総務費は 199 万 8,000 円の減額、小学校費は 36 万 4,000 円の増額で、人件費が主なものでございます。社会教育費は 295 万 9,000 円の減額で、人件費と、各施設の修繕料などを増額いたしております。保健体育費は 1,012 万円の増額で、人件費が主なものでございます。

災害復旧費につきましては、7 月の豪雨災害による復旧事業費を 2 億 5,850 万円増額いたしております。うち、農林水産施設災害復旧費は、12 件の補助災害及び単独事業・小規模災害などの復旧事業として、工事請負金 6,500 万円などを計上し、また、地元施工に対して補助金を交付する町単独災害復旧工事補助金を 1 億 2,450 万円増額いたしております。公共土木施設災害復旧費は、町道や河川などの災害復旧費として、工事請負金 6,100 万円などを増額いたしております。

次に、債務負担行為補正でございますが、第 2 表、債務負担行為補正によって説明をさせていただきますが、予算書 3 ページをご覧ください。

高齢者福祉施設整備事業は、佐用朝霧園の移転改築事業を実施するに当たり、平成 31 年度の施工監理業務委託について債務負担行為を設定しようとするもので、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によってご説明をさせていただきます。4 ページをご覧ください。

高齢者福祉施設整備事業は、佐用朝霧園移転改築事業の財源として、過疎債 8,130 万円を追加をし、農林水産施設災害復旧事業についても、災害復旧事業債を 2,250 万円追加計上いたしております。

道路長寿命化事業、公共土木施設災害復旧事業は、事業費の増額に伴い、限度額を変更するものでございます。

その他の情報通信基盤整備事業、観光関連施設整備事業などは、過疎債の内示決定に伴い、合併特例債から過疎債への予算振替をいたしております。

以上、一般会計補正予算の内容でございます。

次に、議案第 72 号、平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）につきましてはの提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 645 万 5,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,304 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

メガソーラー用地賃貸料につきましては、645 万 5,000 円の増額でございます。秀谷太陽光発電所の用地であります町有地 28 万 2,894 平米を佐用・IDEC 有限責任事業組合へ貸し付けをし、その賃借料として、合計 645 万 5,000 円を計上したものでございます。

次に、歳出でございますが、繰出金につきましては、645 万 5,000 円の増額でございます

ので、歳入である、用地賃貸料の増額にあわせて一般会計への繰出金を増額するものでございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計補正予算案についての提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第73号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,447万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

県支出金につきましては、27万円の増額で、内訳は特別交付金の増額でございます。

繰入金は、他会計繰入金を20万5,000円の減額で、内訳は、職員給与費等繰入金が1万1,000円の増額、その他一般会計繰入金が、21万6,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金520万5,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費は、28万1,000円の増額で、内訳は、職員人件費で、1万1,000円の増額、国保システム開発委託料で27万円の増額でございます。

諸支出金は、498万9,000円の増額で、償還金及び還付加算金で、前年度の療養給付費交付金等の実績に基づく、返還金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第74号、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億688万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金で28万5,000円の増額。

繰越金は、166万9,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費は、28万5,000円の増額で、人件費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度分の保険料負担金159万1,000円の増額であります。

諸支出金は、7万8,000円の増額で、前年度の健康診査等補助金の精算に基づく返還金でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第75号、平成30年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,882万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,955万2,000円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、国庫補助金165万円の増額でございます。介護保険システム改修費補助金であります。

繰入金につきましては、4,352万7,000円の増額であります。うち、一般会計繰入金におきましては323万9,000円の減額で、基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金4,676万6,000円を増額計上いたしております。

繰越金につきましては、364万8,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、158万9,000円の減額。総務管理費

におきまして、人事異動に伴う人件費と、事務費の補正を行っております。

次に、保険給付費につきましては、高額医療合算介護サービス等費におきまして154万8,000円の増額でございますが、その同額を、高額介護サービス等費におきまして相殺減いたしております。

地域支援事業費につきましては、包括的支援事業費におきまして5万5,000円の減額、任意事業費におきましては5万5,000円の増額で、費目相互の予算の組み替え等を行うものでございます。

諸支出金につきましては、5,041万4,000円の増額でございます。償還金及び還付加算金におきまして、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算に伴う、返還金の追加計上でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第76号、平成30年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,180万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金733万7,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費において、733万7,000円の増額で、人事異動に伴う人件費を計上いたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

議案第77号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,067万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,862万円に改めるものでございます。

今回の補正の主なものは、平成29年度繰越金等の確定によるもの、また、7月豪雨による災害復旧によるもの、上月上水と奥海簡水の統合による新会計基準へ移行するための業務委託料と櫛田地域老朽配水管更新工事、石井橋添加配水管修繕工事に伴う工事費でございます。

その中身につきましては、歳入からご説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

負担金につきましては、工事負担金110万円の増額。

繰入金につきましては、一般会計繰入金131万3,000円の減額で平成29年度決算の確定によるものでございます。

繰越金につきましては、1,288万3,000円の増額で、同じく29年度決算による繰越金の追加でございます。

町債につきましては、9,800万円の増額で、櫛田地域老朽配水管更新工事、石井橋添加配水管修繕工事に伴う工事費分の簡易水道事業債の増額でございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費におきましては、1,439万円の増額で、上月上水と奥海簡水の統合による新会計基準へ移行するための業務委託料と7月豪雨による災害復旧によるものが主なものでありまして、建設改良費におきましては、櫛田地域老朽配水管更新工事、石井橋添加配水管修繕工事の工事費で9,628万円の増額でございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第78号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 293 万 7,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7,013 万円に改めるものでございます。

今回補正の主な内容は、4 月の人事異動に伴う人件費の見直しであり、平成 29 年度繰越金等の確定及び浄化センター管理委託料の増額によるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 475 万円の減額でございます。

繰越金につきましては、181 万 3,000 円の増額で、平成 29 年度決算による前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが。公共下水道事業費につきましては、293 万 7,000 円の減額であります。その中身につきましては、管理費において、4 月の人事異動に伴う人件費の見直しによる 221 万 9,000 円の減額、7 月豪雨時の非常時対応に係る費用 60 万円増額でございます。事業費につきましては、人件費の見直しによる 131 万 8,000 円の減額でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 79 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 78 万 6,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,725 万 9,000 円に改めるものでございます。

今回の補正の主な理由は、4 月の人事異動に伴う人件費の見直しによるものと平成 29 年度繰越金等の確定によるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 48 万 6,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金として 127 万 2,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、78 万 6,000 円の増額であります。その中身につきましては、管理費につきまして 78 万 6,000 円の増額で、4 月の人事異動に伴う人件費の見直しによるものであります。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 80 号、平成 30 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 123 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 335 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

財産収入の財産運用収入につきましては、81 万円の増額で、整備基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、11 万 5,000 円の増額で、人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

繰越金は、103 万 9,000 円の増額で、前年度繰越金の確定に伴う増額であります。

諸収入につきましては、人事異動に伴う人件費の調整による、天文台公園運営費委託金人件費分 9 万 4,000 円の増額と、天文台公園運営費委託金運営費分 9 万 4,000 円の減額でございます。

次に、歳出についてでございますが、教育費につきましては、63 万 5,000 円の増額であります。内容につきましては、社会教育総務費におきまして、人事異動に伴う人件費が 20 万 9,000 円の増額であります。グループロッジ運営費におきましては、修繕費 52 万円の増額。天文台公園運営費におきましては、電気料 40 万円の減額と修繕費 30 万 6,000 円の増額が主なものでございます。

諸支出金につきましては、繰越金の確定に伴い、基金積立金 60 万円の増額でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 81 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 768 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,398 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきまして、768 万 3,000 円の減額で、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、768 万 3,000 円の減額でございます。全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、人事異動に伴う人件費でございます。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 82 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）についての提案のご説明をいたします。

今回の補正は、収入支出予算の総額に収入支出それぞれ 32 万 8,000 円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ、1 億 1,003 万 5,000 円に改めるものであります。

まず、収入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

共済事業収益につきましては、32 万 8,000 円の減額で、全額が営業収益でございます。

次に支出でございますが、予算書 2 ページをご覧ください。

共済事業費用につきまして、32 万 8,000 円の減額で、全額が営業費用でございます。

次に、その内容についてを説明をいたします。

業務勘定の支出におきまして、一般管理費 32 万 8,000 円の減額で、人件費でございますが、収入では、これに見合う一般会計からの受取補助金 32 万 8,000 円、減額をいたしております。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

以上、議案第 71 号から議案第 82 号までの各会計補正予算案について、ご説明をさせていただきました。それぞれご審議いただきご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 71 号から議案第 82 号までにつきましては、9 月 18 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

お諮りします。これで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後 1 時 30 分とします。

午後 0 0 時 1 7 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

- 日程第 27. 認定第 1 号 平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 2 号 平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29. 認定第 3 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 4 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 5 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32. 認定第 6 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 7 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34. 認定第 8 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 9 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 10 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 11 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38. 認定第 12 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 13 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 40. 認定第 14 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 41. 認定第 15 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 42. 認定第 16 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（山本幹雄君） 日程第 27 に入りますが、日程第 27 から日程第 42 までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 27、認定第 1 号、平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 42、認定第 16 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました平成 29 年度の一般会計、

特別会計各会計につきまして、それぞれ認定第1号から認定第16号までということで、歳入歳出の決算の内容について説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の認定について、こうして一括議題とされましたので、それぞれ順次、説明を申し上げたいと思います。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出して、議会の皆さんの認定を賜りたく存じますので十分にご審議をいただき認定を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

非常にたくさの会計になりますので、説明につきましては、できる限り簡略にということだと思いますけれども、基本的な内容については説明を申し上げなきゃいけないので、ちょっと長くなりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、認定第1号、平成29年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきましては、千円単位で申し上げたいと思います。

まず、決算書78ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は123億3,231万9,000円、歳出総額が122億4,233万7,000円、歳入歳出差引額8,998万2,000円で、翌年度に繰り越すべき財源が2,318万9,000円でございますので、実質収支額は6,679万3,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を3,500万円といたしております。

次に、決算書1ページ、一般会計歳入決算書をご覧くださいと思います。歳入につきまして、款ごとの収入済額、及び、主だった収入について、その歳入総額に対する割合等につきましてのご説明をさせていただきます。

町税は、22億1,570万1,000円で17.97パーセントとなります。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付をされます。

地方譲与税1億3,455万7,000円で1.09パーセント。

利子割交付金は、350万8,000円。

配当割交付金は、1,259万7,000円。

株式譲渡所得割交付金は、1,266万5,000円となっております。

地方消費税交付金は、2億9,844万8,000円で2.42パーセント。

ゴルフ場利用税交付金は、4,600万4,000円。

自動車取得税交付金は、4,934万円であります。

地方特例交付金は、577万9,000円。

地方交付税は、59億7,765万8,000円で48.47パーセントとなります。そのうち、特別交付税が5億9,310万円でございます。

交通安全対策特別交付金は、375万8,000円となっております。

分担金及び負担金は、7,984万4,000円で、その主なものは、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などがございます。

使用料及び手数料は、2億5,162万9,000円で2.04パーセント。主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料などがございます。

国庫支出金は、5億7,267万8,000円で4.64パーセント。児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、臨時福祉給付金補助金、社会資本整備総合交付金などを受け入れております。

県支出金は、6億2,269万1,000円で5.05パーセントで、主なものは、児童手当負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、地籍調査事業委託金などがございます。

財産収入は、7,710万3,000円で、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子などでございます。

寄附金は、4,184万2,000円、一般寄附金、ふるさと応援寄附金などでございます。

繰入金は、3億135万4,000円で2.44パーセント、その中身は特別会計繰入金と基金繰入金で、うち財政調整基金につきましては8,264万6,000円を繰り入れております。

繰越金は、3,419万4,000円、うち繰越明許費に係るものは190万円でございます。

諸収入は、1億9,743万3,000円で1.60パーセントとなっております。

町債は、13億9,353万5,000円で11.30パーセント。その内訳は、臨時財政対策債3億6,593万5,000円、合併特例事業債6億460万円、過疎対策事業債3億5,770万円、緊急防災・減災事業債4,600万円、災害復旧事業債1,930万円となっております。

次に、歳出でございますが、同じく7ページ、一般会計歳出決算書をご覧いただきたいと思っております。

人件費関係は省略させていただきます。歳入と同様、款ごとの支出済額、及び、その歳出総額に対する、その主だった割合についてご説明をさせていただきますと思っております。

議会費は、1億1,895万6,000円で、歳出総額に占める割合は0.97パーセントとなります。

総務費は、12億7,031万2,000円で10.38パーセントでございます。総務管理費におきまして、庁舎管理などを行う財産管理、協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。

民生費は、29億4,447万5,000円で24.05パーセント。主な事業といたしまして、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業、老人医療費助成事業、障害者福祉サービス事業などでございます。児童福祉費におきましては、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものでございます。

衛生費は、11億5,882万7,000円で9.47パーセントでございます。主な事業といたしまして、保健衛生費におきまして、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業などでございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑などの施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は、7億1,923万3,000円で5.87パーセントでございます。主な事業といたしまして、農業費におきましては、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、シカ緊急捕獲拡大事業をはじめ有害鳥獣駆除活動補助事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は、1億4,844万円で1.21パーセントでございます。主な事業といたしましては、町商工会助成金、町観光協会補助金、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は、12億4,807万9,000円で10.19パーセントとなります。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施いたしております。また、町道小山安川線の道路改良工事にも本格的に取り組んでまいりました。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

消防費は、5億3,231万9,000円で4.35パーセントでございます。西はりま消防組合へ

の負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は、11億4,287万3,000円で9.34パーセントでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほか、タブレット端末などを導入したICT教育環境の整備事業を実施いたしました。社会教育費におきましては、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及びマラソン大会運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営などが主なものでございます。

災害復旧費は、3,598万円であります。台風被害による農地や町道の復旧事業を実施いたしました。

公債費は、25億7,384万3,000円、21.02パーセントでございますが、うち、12億3,880万円は後年度負担の軽減を図るため繰上償還をいたしております。

諸支出金は、3億4,899万9,000円で2.85パーセントとなり、公営企業費及び基金費でございます。

以上が、一般会計の主なものの説明とさせていただきます。

次に、認定第2号、平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額6,844万857円、歳出総額6,843万8,000円、差し引き額2,857円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書79ページ、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書13ページをご覧ください。まずは、歳入より説明させていただきます。

財産収入が2,664万750円で、うち出資配当金が2,000万円、町有地である発電施設用地の賃貸料が664万750円でございます。

諸収入は、4,179万8,174円で、資金貸付金元利収入となっております。

次に、歳出でございます。15ページをご覧ください。

諸支出金として、一般会計への繰り出し金が6,843万8,000円でございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第3号、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額24億6,739万7,833円、歳出総額24億3,219万1,218円、差し引き額3,520万6,615円の黒字となっております。

実質収支につきましては、決算書80ページをご覧ください。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金額を3,000万円といたしております。

97ページ、財産に関する調書の国保準備基金は、前年度末現在高2,490万7,041円、決算年度中増減高は3,007万8,380円の増額で、平成29年度末現在高は5,498万5,421円でございます。

次に、決算書17ページをご覧ください。まず、歳入からの説明をいたします。

国民健康保険税は、3億6,341万6,374円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として13万3,400円でございます。

国庫支出金は、5億4,838万6,391円で、内訳は、療養給付費分・高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の国庫負担金が3億9,476万4,391円、財政調整交付金等の国庫補助金が1億5,362万2,000円でございます。

療養給付費等交付金は、4,643万6,000円で、退職被保険者に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金は、6億5,735万1,385円で、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る交付金でございます。

県支出金は、1億2,900万8,432円で、内訳は、高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の県負担金が、1,533万2,432円、国民健康保険事業費・県財政調整交付金等の県補助金が1億1,367万6,000円でございます。

共同事業交付金は、5億6,260万7,498円でございます。

財産収入は、7万8,380円で、基金の預金利子でございます。

繰入金は、他会計繰入金が1億4,772万8,715円でございます。

繰越金は、350万1,453円となっております。

諸収入は、874万9,805円で、内訳は、延滞金、加算金及び過料が220万1,000円、受託事業収入が36万7,164円、雑入が618万1,641円でございます。

続いて、決算書21ページからの歳出についてのご説明をさせていただきます。

総務費4,522万1,190円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が4,337万6,789円、賦課徴収事務に係る徴税費が162万2,013円、運営協議会費が22万2,388円でございます。

保険給付費は、15億1,185万7,773円で、内訳は、療養諸費が13億789万3,898円、高額療養費が1億9,889万9,480円、出産育児諸費が336万1,680円、葬祭諸費が170万円、結核医療付加金が2,715円でございます。

後期高齢者支援金等は、2億3,545万1,452円。

前期高齢者納付金等は、85万9,669円。

老人保健拠出金は、5,791円。

介護納付金は、8,948万8,992円。

共同事業拠出金は、5億2,708万9,354円でございます。

保健事業費は、726万1,871円で、内訳は、特定健康診査等事業費が611万6,233円、保健事業費が114万5,638円でございます。

基金積立金は、7万8,380円で、国保準備基金の預金利子の積み増し分であります。

諸支出金は、償還金及び還付加算金として1,487万6,746円で、前年度の補助金・交付金等の実績精算に基づく返還金と、過年度の補助金額変更による返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第4号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額2億8,790万5,633円、歳出総額2億8,380万9,150円で、差し引き額409万6,483円の黒字となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書81ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書25ページをご覧ください。まず、歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料は、1億8,769万3,787円。

使用料及び手数料は、督促手数料として1万5,700円でございます。

県広域連合支出金は、192万3,912円で、後期高齢者の健康診査事業に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は、9,294万1,900円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金でございます。

繰越金は、431万6,445円あります。

諸収入は、101万3,889円で、内訳は、償還金及び還付加算金として99万2,889円、

雑入が2万1,000円となっております。

続いて、決算書27ページからの歳出についてのご説明をさせていただきます。

総務費は、709万3,752円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費であります。

保健事業費は、201万7,761円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億7,370万4,348円で、徴収した保険料及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は、99万3,289円で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続いて、認定第5号、平成29年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額25億1,507万4,604円、歳出総額25億1,142万5,594円となり、歳入歳出差引残額364万9,010円の黒字となっております。

実質収支につきましては、決算書82ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書29ページをご覧ください。まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

保険料は、4億1,776万8,176円で、第1号被保険者保険料でございます。

使用料及び手数料は、手数料におきまして2万9,300円。督促手数料であります。

国庫支出金は、6億4,678万6,322円で、うち、国庫負担金におきましては、4億3,997万772円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は2億681万5,550円で、主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金などがございます。

支払基金交付金は、6億4,886万5,825円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は、3億5,356万2,000円で、うち、県負担金におきましては3億3,947万3,000円で、介護給付費負担金。県補助金におきましては1,408万9,000円で、地域支援事業交付金であります。

財産収入は、9万2,264円で、介護保険給付費準備基金の預金利子であります。

繰入金は、4億4,048万6,042円で、うち、一般会計繰入金におきましては3億8,544万5,042円。基金繰入金におきましては5,504万1,000円、介護保険給付費準備基金繰入金でございます。

繰越金は、359万4,305円で、前年度繰越金であります。

諸収入は、389万370円で、食の自立支援事業及び頭と体の健康教室の実費徴収金でございます。

次に、33ページ、歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、1億1,252万4,860円でございます。そのうち、総務管理費におきましては1億77万4,776円で、主なものは、人件費、電算システムに係る委託料など、事務費でございます。介護認定審査会費におきましては1,065万9,284円で、主なものは、主治医意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬でございます。

運営協議会費におきましては、31万3,200円。

地域支援事業費におきましては、77万7,600円でございます。

保険給付費は、22億6,365万3,918円でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては20億7,093万6,084円で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。介護予防サービス等諸費におきましては4,244万8,540円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費におきましては143万7,435円、審査支払手数料であります。高額介護サービス等費におきましては4,023万4,065円。特

定入所者介護サービス等費におきましては、1億210万72円、いわゆる補足給付費でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては、649万7,722円でございます。

地域支援事業費は、5,877万8,816円でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては3,219万2,244円で、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る経費でございます。一般介護予防事業費におきましては426万2,454円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業を推進いたしております。包括的支援事業費におきましては677万2,736円。地域包括支援センターの業務に係る経費、及び生活支援コーディネーター設置に係る委託経費でございます。任意事業費におきましては1,546万4,667円で、食の自立支援事業など、家族介護支援事業が主体でございます。その他諸費におきましては8万6,715円で、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金4,156万264円であります。

諸支出金は、償還金及び還付加算金3,490万7,736円でございます。第1号被保険者保険料還付金及び過年度精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についての説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出とも371万3,200円でございます。

実質収支につきましては、決算書83ページをご覧ください。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。決算書37ページをご覧ください。

サービス収入は、371万3,200円でございます。うち、予防給付費収入におきましては261万2,100円で、居宅支援サービス計画費収入の従来分でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきまして、110万1,100円、総合事業に係る計画費収入でございます。

次に、39ページの歳出でございますが、サービス事業費は、居宅サービス事業費におきまして、62万8,200円。介護予防支援委託料でございます。

諸支出金は、一般会計への繰出金308万5,000円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第6号、平成29年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は歳入歳出ともに1億890万9,675円でございます。

実質収支につきましては、決算書84ページをご覧ください。

次に、決算書41ページ、歳入よりご説明をさせていただきます。

事業収入は、9,607万1,213円で、施設の入所者に係る生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体が負担するものでございます。

寄附金は、3万円で、一般寄附金でございます。

繰入金は、1,264万2,334円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は、16万6,128円で、内訳は、受託事業収入が3万4,290円、雑入が13万1,838円でございます。

続きまして、43ページ、歳出のご説明を申し上げます。

民生費は、1億890万9,675円で、老人ホーム費といたしまして、職員人件費、施設の管理運営費及び入所者の生活費を計上しております。

以上で、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号、平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成29年度末の給水人口は1万3,058人、給水栓数は5,280栓で、前年度に比べて210人、42栓の減となっております。

29年度の配水量は206万1,088立米で、前年度より779立米の減、有収率は83.33パーセントとなっております。

次に、決算額は、歳入総額7億6,074万7,094円、歳出総額7億4,786万3,075円、差し引き額1,288万4,019円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書85ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書45ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、545万1,438円で、内訳は、新規加入として13ミリ15件、20ミリ2件の合計17件の新規加入でございます。

使用料及び手数料は、使用料として3億5,757万7,459円で、うち、現年度使用料の収納率99.22パーセント。手数料は給水工事検査手数料など合計179件等でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子9,181円。

繰入金として、建設改良費等に充当するため、一般会計より1億5,862万円、基金繰入金43万5,237円を繰入っております。

繰越金は、467万6,224円であります。

諸収入は、損害補償金等で57万7,555円でございます。

町債は、簡易水道事業債2億3,340万円であります。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費は、5億620万4,340円で、うち、管理費は2億2,953万2,100円で、内訳といたしまして人件費、関係機関への負担金、消費税等、一般管理費が5,820万3,123円。基金費につきましては、積立金等で9,181円、現場管理費については、施設の維持管理経費として、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、取水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入のための原材料費等で1億7,131万9,796円となっております。建設改良費では2億7,667万2,240円で、主な内訳は、水道管移設工事、水道管更新工事、中央監視システム更新工事、水道緊急連絡管布設工事、本位田浄水場膜モジュール更新工事等でございます。

公債費は、起債償還元金及び利子で2億4,165万8,735円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号、平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明をさせていただきます。

決算額は、歳入総額7億6,853万4,283円、歳出総額7億5,594万4,487円で、差し引き額1,258万9,796円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書86ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書49ページの、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、400万円で、事業加入負担金16件分でございます。

使用料及び手数料は、2億285万6,758円で、現年度分の使用料収納率は98.95パーセント、排水工事店指定手数料が3件等でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金6,058万5,000円。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で4億3,710万円。

繰越金は、前年度繰越金1,819万2,525円でございます。

町債は、4,580万円で公共下水道事業債でございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費は、3億3,646万8,792円で、管理費1億6,720万1,478円のうち、一般管理費では、人件費、各種協議会負担金、消費税等で4,435万5,208円。現場管理費では、下水道施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕を含む維持管理経費等で1億2,284万6,270円。次に、事業費の建設改良費では、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、統合に伴うマンホールポンプ場改築工事等で1億6,926万7,314円でございます。

公債費につきましては、4億1,947万5,695円で、下水道事業債の償還元金及び利子であります。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第9号、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額4億2,599万1,658円、歳出総額4億2,471万7,981円となり、差し引き額127万3,677円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書87ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書53ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、22万5,000円で、事業加入負担金1件分でございます。

使用料及び手数料は、1億1,766万4,078円で、合併浄化槽の現年度使用料の収納率99.02パーセントとなっております。また、農業集落排水施設の現年度収納率が99.15パーセントでございます。

繰入金につきましては、一般会計より3億675万5,000円を繰り入れをいたしております。

繰越金は、66万8,380円でございます。

諸収入では、67万9,200円で浄化槽事務取扱手数料でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費は、2億246万6,709円で、うち、浄化槽管理費では、ブローアの修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等で1億2,612万8,788円。農業集落排水施設管理費は7,633万7,921円で、人件費、また、関係機関への負担金等の一般管理費は1,773万2,190円。次に、現場管理経費といたしまして、各浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事等で5,860万5,731円となっております。農業集落排水施設事業費の農業集落排水施設建設改良費では、建設改良に要する測量設計、新規及び改築工事を実施をしていないので歳出はございません。

公債費につきましては、2億2,225万1,272円で、合併処理浄化槽設置事業及び、農業集落排水事業の町債にかかる償還元金、償還利子でございます。

以上で、生活排水処理特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第10号、平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額は1億708万4,920円、歳出総額1億604万4,038円となり、差し引き104万882円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書88ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書57ページ、まず、歳入からのご説明をいたします。

使用料及び手数料は、617万8,490円で、グループ用ロッジ使用料などでございます。

繰入金は、1,568万4,000円。

繰越金は、37万605円。

諸収入は、8,485万1,825円で、主なものは天文台公園委託金とロッジ宿泊料などでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

教育費は、1億585万9,038円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は、18万5,000円で、基金費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 11 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算についての提案のご説明を申し上げます

歳入総額、歳出総額とも 1 億 2,046 万 1,833 円でございます。

なお、実質収支につきましては、決算書 89 ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書 61 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は、8,760 万 4,660 円。

繰入金、3,259 万 611 円。

諸収入は、26 万 6,562 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 2,046 万 1,833 円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等でございます。

平成 29 年度の施設利用客数は、宿泊者、交流・体験施設もめて 7,731 人、休憩ゼロで、食事が 2 万 668 人、入浴 5,585 人、会議 254 人で合計で 3 万 4,238 人となっており、前年と比較いたしまして、1,105 人の減となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 12 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

会計の決算額は、歳入歳出総額とも 2,195 万 9,995 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 90 ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書 66 ページ、まず、歳入からご説明をさせていただきます。

診療収入は、545 万 6,776 円で、診療報酬等の収入でございます。

財産収入は、2,178 円で、歯科保健センター運営基金預金利子であります。

繰入金は、1,501 万 6,051 円で、一般会計からの繰入金となっております。

諸収入は、148 万 4,990 円で、歯科保健事業などの受託料、指導料 110 万 8,000 円、歯ブラシなどの売上料が 37 万 6,990 円でございます。

続きまして、歳出でございますが、総務費は、2,051 万 8,002 円で、人件費のほか歯科保健センター管理費でございます。

医業費では、144 万 1,993 円で、医薬材料費、歯科技工委託料などがございます。

以上で、歯科保健特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 13 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 1,077 万 3,835 円、歳出総額 1,029 万 7,209 円、差し引き 47 万 6,626 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 91 ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書 69 ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

財産収入は、935 万 4,842 円で、基金預金利子 4,842 円と長尾 1 団地、手布 2 団地の売払代金 935 万円でございます。

繰入金は、基金繰入金 72 万 3,000 円。

繰越金は、前年度繰越金 69 万 5,993 円でございます。

歳出につきましては、宅地造成費が 414 万 3,451 円で、内訳といたしまして、分譲地の立て看板代、チラシ代、草刈り管理費などが 22 万 609 円、基金積立金が 392 万 2,842 円でございます。

公債費につきましては、615 万 3,758 円で、町債の償還元金及び利子であります。

なお、3 区画の売却によりまして、平成 29 年度末で残る分譲地は、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画、下徳久 1 区画、茶屋 2 区画の計 6 区画となっておりますが、既に本年度に入りまして、さよひめ団地 1 区画の売却が終わりました。また、現在、広山団地 1

区画の申し込みもありまして、どちらの区画も近いうちに売却し、また、住宅が新築をされる運びとなっております。

今後も引き続いて、宅地分譲、残りの区画についても分譲を進めて、町への定住促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 14 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 459 万 6,377 円、歳出総額 10 万 2,180 円、差し引き額 449 万 4,197 円となっております。

次に、決算書 73 ページをご覧くださいと思います。まず、歳入より説明をいたします。

平成 29 年度の財産収入はございません。

繰越金が 459 万 95 円。

諸収入の町預金利子が 6,282 円となっております。

次に、歳出でございますが、歳出につきましても、総務費が 10 万 2,180 円のみでございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 15 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして提案のご説明を申し上げます。

まず、平成 29 年度の事業概要でございますが、水稻では 8 月までは比較的天候に恵まれましたが、9 月末の天候不順により、酒米に倒伏などの被害が見られました。

獣害につきましては、防護柵等の対策が進んだことにより減少傾向となっております。

麦につきましては、湿潤害が一部発生をいたしましたがおおむね良好でございました。

家畜につきましては、減少傾向であった死廃事故が増加に転じており、病傷事故も昨年並みの発生となっております。

牛の市場価値の高騰が、飼育頭数の減少と共済金額の上昇にも影響が出ているものと思われます。

また、大豆は、引受面積は減少しており、播種期の天候不順による湿潤害の発生もございましたが、被害が極めて少ない豊作の年となっております。

園芸施設では、被害の発生はございませんでした。

事業別の引受状況につきましては、水稻共済 1,232 戸 714.6 ヘクタール。麦共済 12 戸 31.1 ヘクタール。家畜共済 21 戸 2,554 頭。畑作物共済 22 戸 68.7 ヘクタール。園芸施設共済 13 戸 37 棟となっており、共済金額は総額 12 億 6,749 万 3,000 円でございます。

また、共済被害につきましては、水稻共済 22 戸、被害面積 3.9 ヘクタール、共済金 63 万 8,000 円。麦共済 1 戸、共済金 10 万 2,000 円。家畜共済、死廃 140 頭、共済金 2,677 万 3,000 円。病傷 830 頭、共済金 1,115 万円。畑作物共済 5 戸、共済金 8 万 2,000 円。園芸施設共済は、被害はございませんでした。また、その総額は 3,874 万 6,000 円の共済金を支払っております。

次に、決算額は 5 勘定合計で、収入総額 9,793 万 5,720 円、支出総額 9,636 万 6,071 円となっており、まず、収入より説明をさせていただきます。

共済事業収益の内訳は、営業収益 9,015 万 8,876 円。営業外収益 766 万 5,604 円。特別利益 11 万 1,240 円でございます。

次に、支出の共済事業費用の内訳は、営業費用 9,555 万 9,946 円。営業外費用 71 万 5,008 円。特別損失 9 万 1,117 円でございます。

この結果、当期剰余金の合計は 156 万 9,649 円となりました。

本年度の剰余金処分は、農作物共済勘定の82万6,038円は法定積立金へ28万5,047円、特別積立へ54万581円。家畜共済勘定の65万9,502円は、法定積立金、特別積立金へそれぞれ32万9,751円となっております。畑作物共済勘定の5万8,639円は、法定積立金へ2万9,320円、特別積立金へ2万9,319円。園芸施設共済勘定の2万5,470円は、法定積立金、特別積立金へそれぞれ1万2,735円で、それを、それぞれ積み立てる予定といたしております。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次、最後になりますが、認定第16号、平成29年度佐用町水道事業会計決算の認定についての提案のご説明をさせていただきます。

平成29年度の業務量は、年度末給水人口3,919人で、前期より141人の減少、給水栓数は1,701栓で、21栓の減となっております。

今期の配水量は、67万2,800立米で、前期より1万544立米の増。有収水量は、53万1,678立米で9,475立米の減。有収率は79.0パーセントとなっており、その主な要因といたしましては給水人口の減、工事に伴う洗管や配水管等の老朽化による漏水等による無効水量が増加したものと考えられます。

次に、決算書1ページをご覧くださいと思います。

財政状況についての説明をさせていただきます。

まず、収益的収入の第1款、水道事業収益は1億9,766万513円で、前年度に比べて914万6,156円の増収となっております。その主なものといたしましては、減価償却費及び災害復旧債利息に対する補助金でございます。

また、収益的支出では、第1款、水道事業費は2億1,175万8,331円で、前年度に比べて381万676円の減額となっております。その主なものといたしましては、有価証券評価額によるものでございます。

次に、3ページ資本的収入では、第1款、資本的収入2,256万2,935円で、その主なものは一般会計出資金、災害復旧債一般会計繰入金でございます。

また、資本的支出においては、第1款、資本的支出6,404万8,756円で、その主なものといたしましては、大酒浄水場取水量計更新工事、送水等ポンプ更新工事と企業債償還元金でございます。

次に、5ページ損益計算書では、営業収益1億154万2,473円に対しまして、営業費用は1億8,993万668円で、営業損失は8,838万8,195円となっており、一方、営業外収益は8,790万6,031円に対しまして、営業外費用は7,426万7,937円となっております。よって、差引き経常損失は1,412万258円となりまして、その他特別利益6万5,853円と特別損失7,350円を加えて、当年度の純損失は1,406万1,755円となっており、前年度繰越欠損金3億520万707円を加えまして、3億1,926万2,462円が当年度未処理欠損金となりまして、7ページの欠損金処理計算書で翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7ページから剰余金計算書、貸借対照表、その他決算附属書類を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上が、佐用町水道事業会計決算の概要の提案の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、平成29年度の一般会計及び15の特別会計、それぞれの歳入歳出決算につきましても説明を終わらせていただきたいと思います。

それぞれ、十分ご審議をいただきまして、認定をいただきますように、よろしく願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君）

認定第1号から認定第16号までの提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第1号から認定第16号までにつきましては、決算認定に関する案件であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第16号までにつきましては、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

日程第43. 決算監査報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第43に入ります。決算監査報告についてであります。提案されました認定第1号から認定第16号までにつきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。代表監査委員、榎本忠美君。

〔代表監査委員 榎本忠美君 登壇〕

代表監査委員（榎本忠美君） 代表監査委員の榎本です。決算監査の報告に当たり一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、町振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。また、職員の方々には、地方交付税の合併算定替の特例措置の終了により、本来増加額が減少し、また、人口減少、高齢化、今後の大きな課題である公共施設インフラの老朽化への対応など、住民の福祉の向上と町民の安全安心のまちづくりのため、それぞれの分野で住民全体の奉仕者として貢献的に取り組まれておりますこと、深く感謝申し上げます。さて、平成29年度決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成30年8月2日、3日、6日及び7日の4日間、また、公営企業会計は6月28日に監査をいたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合して、計数的に正確であると認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に適正であると認めました。決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見書の主なものを「審査のまとめ」として24ページ、25ページに記述しておりますので、ご報告させていただきます。

まず、第1点目は、より効率的かつ効果的な事務事業の執行についてであります。人口減少・少子高齢化・公共施設等の老朽化への対応など、多くの課題が山積する中、

地方交付税の依存財源が7割余りを占める本町において、その主たる地方交付税も漸減傾向にあり、今後においても事務事業内容の精査と経常経費の削減への努力は必要です。

そうしたことを踏まえ、町財政の後年度の負担の軽減を見据えた有利な起債への借入れや繰上償還、減債基金への積立など順調に推移しており評価をいたします。

しかしながら、人口減少等による自主財源の減少と高齢化による扶助費の増加など、町の財政状況はより厳しさを増すことは明白であり、住民のための組織として、行政課題の各部署間の横断的な対応と、住民の視点に立ったより効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指し、補助金の交付団体を含む事務事業の徹底的な精査と不断の見直しをお願いいたします。

第2点目は、子育て・教育環境の充実による文化財の保存・活用についてであります。

将来の佐用町を担う子供たちを育てるため、その子育て支援として教育環境の充実については、国・県の支援制度に加え、町独自の取り組みとして、予防接種の補助や医療費の無料化、第2子以降の保育料の無料化や小中学校の副教材費用相当額の支援など、自主財源による太陽光発電の売電収益などを活用することから、継続的に実施することが可能で、徐々に成果としてあらわれてくるものと期待しています。

また、文化財の保存・活用への取り組みについてですが、永年、地域住民の望みであった利神城跡の国指定や三日月藩陣屋表門の移築復原など、文化財保護に積極的に取り組まれていることを評価いたしますとともに、それぞれ町内の歴史文化遺産を活用し、観光などの交流人口の増加と地域の活性化や地域経済の振興につながっていくことを期待をしています。

3点目は、公共施設の適正な管理と支援についてであります。

公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的に指定管理者制度が導入されて15年が経過しました。

本町においても、多くの施設が指定管理者制度により管理・運営されていますが、長年経過する中で、地域の高齢化、後継者不足や施設の老朽化など、年々、その管理・運営が難しくなりつつあり、地域住民を中心とした組織で管理・運営する宿泊施設が休止することに至りました。

今後は、指定管理者制度の趣旨に照らし、当該施設の役割やあり方を踏まえ、類似施設の集約・統合も含め再構築を検討いただきたい。

また、町直営の宿泊等施設においては、昨年秋に新たな青少年のスポーツ施設として開設された新施設との競合や利用団体の新施設への移行などにより、施設運営に苦慮されています。

今後は、施設の利活用団体の確保や周辺施設等の利活用も含め、住民の要請と経営収支に似合った管理・運営体制の構築や経営を望みます。

4点目は、保育園・小学校等の統合に伴う閉校後の施設・跡地の活用についてであります。

保育園や小学校の統合により、一部を除き多くの施設や跡地が、町有財産の無償貸付けにより法人や民間企業などにより有効に利用されています。

こうした取り組みにより、住民の雇用や地域のにぎわいなど、住民の新たな取り組みへの期待が生まれつつあり、好循環につながっていくことを願い見守っていきたいと思います。

5点目は、安心・安全のまちづくりについてであります。

地球温暖化による異常気象により、いつ・どこで・豪雨があるかどうか予測しがたい現状であり、毎年、線状降水帯などの発生により水害・土砂災害が発生し、多くの人的・物

的被害をもたらしています。

本町においても、国・兵庫県をはじめ、関係機関の尽力により、平成 21 年台風第 9 号災害復旧事業が完了し、降雨への安堵感は違うものの山林・農地などの荒廃による土砂災害や山崎断層系による地震災害への備えなど、自助・共助・公助への取り組みを一層推進され、安心・安全で、永続的な安定した行財政の運営がなされ、住んでよかったといえるまちづくりに努力されることをお願いし、決算審査の意見とさせていただきます。
終わります。

議長（山本幹雄君） 代表監査委員の決算監査報告は、終わりました。
どうも、御苦労さまでした。

日程第 44. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 44 に入ります。
諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。
現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町末廣 2021 番地 1、野村正明氏の任期が、本年 12 月 31 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。
ご同意いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
諮問第 3 号につきましては、本日即決とします。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 5 1 分 休憩

午後 0 2 時 5 2 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を続行します。
お諮りします。諮問第 3 号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第 45. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 45、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。平成 29 年度佐用町一般会計、13 特別会計及び 2 事業会計決算の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 46. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 46 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会、決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ君。副委員長、金澤孝良君。以上の両君が、決算特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。

よろしくお願いいたします。

日程第 47. 委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第 47、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 5 5 分 休憩

午後 0 2 時 5 6 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため明日 9 月 4 日から 10 日まで本会議を休会したいと

と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る9月11日午前10時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださるようお願いします。

最後に、決算特別委員会、平岡きぬゑ委員長から、挨拶をお願いします。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） 決算特別委員会の委員長、平岡と、

決算特別委員会副委員長（金澤孝良君） 金澤です。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） 明日、明後日と決算特別委員会を開かせていただきます。

ただ、台風21号が接近しておりますので、災害本部の立ち上げなど台風の状況によって、委員会の開催について、途中、皆さんに相談させていただいて、委員会について、延期などあるかと思いますが、その点は、よろしく願いいたします。

時間は、明日、午前9時から委員会を開かせていただきますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

簡単ですが、終わります。

議長（山本幹雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後02時59分 散会